

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年3月30日
【事業年度】	第18期（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）
【会社名】	株式会社ピアラ
【英訳名】	PIALA INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 飛鳥 貴雄
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号恵比寿ガーデンプレイスタワー
【電話番号】	03-6362-6831
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 下川 剛司
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号恵比寿ガーデンプレイスタワー
【電話番号】	03-6362-6831
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 下川 剛司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月
売上高 (千円)	7,291,412	10,585,472	13,566,089	14,585,626	12,656,671
経常利益又は経常損失 () (千円)	32,689	300,539	407,030	469,897	111,504
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (千円) ()	19,236	192,428	311,420	334,263	259,815
包括利益 (千円)	17,519	190,487	310,331	334,207	174,192
純資産額 (千円)	364,805	1,544,229	1,869,055	2,206,782	1,932,764
総資産額 (千円)	1,629,593	3,112,844	4,202,157	5,056,796	5,028,694
1株当たり純資産額 (円)	86.22	218.13	262.86	310.02	265.76
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円)	5.25	38.36	43.92	47.02	36.65
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	29.42	42.95	46.00	-
自己資本比率 (%)	22.3	49.6	44.4	43.6	36.8
自己資本利益率 (%)	19.4	20.2	18.3	16.4	12.8
株価収益率 (倍)	-	54.75	36.83	47.59	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	29,376	34,303	251,853	778,284	430,205
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	75,960	154,451	507,453	398,626	396,579
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	433,436	1,122,279	423,653	270,751	515,059
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	444,514	1,444,772	1,613,469	2,266,836	1,955,840
従業員数 (人)	130	137	168	200	191
(外、平均臨時雇用者数)	(13)	(52)	(55)	(64)	(92)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
- 当社株式は、2018年12月11日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、第15期連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、新規上場日から連結会計年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
- 第18期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
- 第14期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
- 第18期の株価収益率については、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
- 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、従業員数欄の()外書きは、臨時雇用者数(人材派遣会社からの派遣社員、アルバイト及びパートタイマーを含む。)の年間の平均雇用人員です。
- 当社は、2018年8月9日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割及び2020年2月15日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月
売上高 (千円)	7,221,591	10,511,618	13,469,671	14,495,830	12,518,547
経常利益又は経常損失() (千円)	45,299	340,634	388,660	439,934	41,864
当期純利益又は当期純損失() (千円)	15,709	202,744	312,026	355,178	274,839
資本金 (千円)	347,690	842,070	847,755	849,615	850,095
発行済株式総数 (株)	52,766	3,537,360	3,552,520	7,114,960	7,117,520
純資産額 (千円)	380,641	1,572,323	1,896,521	2,252,394	1,876,736
総資産額 (千円)	1,625,719	3,132,607	4,223,297	5,099,256	4,898,722
1株当たり純資産額 (円)	89.97	222.10	266.79	316.44	269.65
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	5.00 (-)	5.00 (-)
1株当たり当期純利益金額又は1 株当たり当期純損失金額() (円)	4.29	40.42	44.00	49.97	38.77
潜在株式調整後1株当たり当期純 利益金額 (円)	-	31.00	43.03	48.88	-
自己資本比率 (%)	23.4	50.2	44.9	44.2	38.3
自己資本利益率 (%)	13.6	20.8	18.0	17.1	13.3
株価収益率 (倍)	-	51.96	36.76	44.79	-
配当性向 (%)	-	-	-	10.0	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	99 (13)	105 (13)	124 (9)	136 (7)	141 (16)
株主総利回り (比較指標：TOPIX) (%)	- (-)	- (-)	77.0 (118.1)	106.8 (126.8)	29.8 (143.0)
最高株価 (円)	-	6,140	5,270	2,857 (4,460)	2,245
最低株価 (円)	-	3,380	2,105	882 (2,988)	597

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第17期の1株当たり配当額は、記念配当(東京証券取引所市場第一部銘柄へ指定)2円00銭を含んでおりません。

3. 第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

4. 当社株式は、2018年12月11日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、第15期事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、新規上場日から事業年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

5. 第18期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

6. 第14期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

7. 第18期の株価収益率については、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

8. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、従業員数欄の()外書きは、臨時雇用者数(人材派遣会社からの派遣社員、アルバイト及びパートタイマーを含む。)の年間の平均雇用人員です。

9. 当社は、2018年8月9日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割及び2020年2月15日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。なお、発行済株式総数については当該株式分割前の実際の株式数を記載しております。

9. 第18期の配当性向については、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

10. 当社は2020年7月30日付で東京証券取引所マザーズ市場から同取引所市場第一部へ市場変更しております。従いまして、株主総利回りの算定に使用した当社株価ならびに最高株価及び最低株価は、市場変更以前は同取引所マザーズにおけるものであり、市場変更以降は同取引所市場第一部におけるものであります。なお、2018年12月11日をもって同取引所マザーズ市場に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておらず、株主総利回り及び比較指標の最近5年間の推移は第16期以降に記載しております。
11. 当社は、2020年2月15日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第17期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、()内に株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しております。

2【沿革】

2004年3月	東京都港区東麻布に資本金100万円にて有限会社ピアラを設立
2005年8月	資本金を1,000万円とし株式会社に組織変更
2008年9月	ECシステム「JOY EC(ジョイイーシー)」(現「RESULT EC(リザルトイーシー)」)提供開始
2008年9月	クローズ型アフィリエイトASP「RESULT PLUS(リザルトプラス)」提供開始
2009年3月	本店を東京都渋谷区東に移転
2010年6月	大阪市中央区南船場に大阪営業所を開設
2010年9月	株式会社マーブリージャパンを設立
2011年2月	プライバシーマークを取得(登録番号 第21000584号)
2011年3月	本店を東京都渋谷区恵比寿に移転
2012年2月	香港に比亞菜集團有限公司(PIALA HOLDINGS LIMITED)を設立(2018年5月清算) 比亞菜集團有限公司が当社の株式を取得し、比亞菜集團有限公司を親会社とする持株会社体制に移行
2012年9月	AI搭載マーケティングツール「JOY MASTER(ジョイマスター)」(現「RESULT MASTER(リザルトマスター)」)提供開始
2012年11月	タイ王国バンコク都内に連結子会社となるPIATEC(Thailand)Co., Ltd.(現連結子会社)を設立
2013年1月	株式会社マーブリージャパンを合併
2013年3月	中国浙江省杭州市に連結子会社となる比智(杭州)商貿有限公司(現連結子会社)を設立
2013年6月	中国上海市に比智(杭州)商貿有限公司の上海支社を開設
2014年7月	沖縄県宜野湾市に連結子会社となる株式会社PIALab.(現連結子会社)を設立
2014年8月	比亞菜集團有限公司(PIALA HOLDINGS LIMITED)の持株会社体制を解消
2016年3月	福岡県中央区天神に福岡支社を開設
2016年5月	アトリビューション分析(広告における成果に至るまでのすべての接触履歴の解析)ツール 「RESULT MASTER(リザルトマスター)」における、独自機能「アトリビューションスコアによる 貢献度分析」及び「広告プロモーション毎のLTV分析等」に関する特許を取得
2016年9月	アパレルブランド「Marblee(マーブリー)」を株式会社アイ・エム・ユーに事業譲渡
2018年12月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2019年7月	台湾台北市に台湾比智商貿股份有限公司(現連結子会社)を設立
2019年8月	タイ王国バンコク内にCHANNEL J (THAILAND) Co., Ltd.(現連結子会社)を設立
2019年11月	ベトナム社会主義共和国ホーチミン市にPG-Trading (Vietnam) Co., Ltd.(現連結子会社)を 設立
2020年7月	東京証券取引所市場第一部へ市場変更
2020年8月	マーケティング金融支援サービス「PIALA PAY」提供開始
2020年11月	次世代型総合エンタメプラットフォーム「サイバースター」提供開始
2020年11月	株式会社ピアラベンチャーズ(現連結子会社)を設立
2021年3月	ピアラベンチャーズ1号投資事業有限責任組合(現連結子会社)を組成
2021年5月	「通販DXサービス」提供開始

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（株式会社ピアラ）及び、連結子会社8社により構成されております。

なお、セグメントにつきましては「EC支援事業」の単一セグメントとしております。

当社グループは「全てがWINの世界を創る」という経営理念のもと、「Smart Marketing for Your Life」をビジョンとし、「ECトランスフォーメーション」（注1、2）を推進してまいりました。ヘルスケア&ビューティ及び食品市場の通販DX事業を軸として、クライアントのオールデータパートナーとなるべく、事業開発から商品開発、インフラ整備、ブランディング、オンライン・オフラインでの新規顧客の獲得から既存顧客の育成等を一気通貫の専門ソリューションとして提供しております。また企業ミッションである「すべての人に価値ある体験を創りつづける」を達成するため、今まで主軸としていたヘルスケア&ビューティ及び食品市場から、横展開可能な通販DXサービスの異業種への展開を開始しました。

当社グループのEC支援事業は、「ECマーケティングテック（注3）」及び「広告マーケティング」のサービスを、主に化粧品や健康食品等のヘルスケア&ビューティ及び食品市場を中心としたクライアントに提供しております。国内人口は減少傾向にあるものの、シニア層は増加が見込まれ、アンチエイジング、予防医療など健康・美容志向の高まりにより、ヘルスケア&ビューティ及び食品市場は拡大を続けています（内閣府：日本再興戦略より）。同市場に特化したデータと独自の専門的ノウハウを有する当社の市場優位性も高まっていると考えております。また、当社のダイレクトマーケティングのノウハウ、高速PDCA（注4）、分析力を活用し、ヘルスケア&ビューティ及び食品市場以外の異業種にもサービスの提供を開始し、事業領域を拡大しております。

（1）ECマーケティングテック

「ECマーケティングテック」は主に通信販売業者向けに顧客集客を中心として、独自開発のソリューションである「RESULTシリーズ」を利用し、「KPI（注5）保証」型でマーケティングを支援する「KPI保証サービス」及びマーケティング全体をDX化（注6）し最適化する「通販DXサービス」を提供しております。「RESULTシリーズ」は800社以上のマーケティング支援におけるノウハウや独自のデータ蓄積を基にしたDMP（注7）（過去の事例に基づく選好情報、属性等）と、AI（注8）を搭載した独自開発のソリューションであり、クライアントと当社の双方が利用することでマーケティングの可視化・分析を実施し、各種サービスに活用しております。

KPI保証サービス

「KPI保証」とは、新規顧客がクライアントの商品を購入するためにかかる、新規顧客の獲得単価を当社が保証すること等を言います。具体的には以下の流れでサービスを提供いたします。

- ・クライアントの新規顧客の獲得単価をKPIとして価格決定
- ・AIを搭載した「RESULT MASTER」からの情報と当社のノウハウを基に、最適なマーケティング予算配分を決定した上で、出稿する媒体やアフィリエイト、ディスプレイ広告等の広告手法を決定
- ・購入した新規顧客数に応じてクライアントと決定した新規顧客の獲得単価を請求

「KPI保証」型でのサービス提供は、クライアントにとっては成果に応じて広告費用が発生することから、顧客1人を獲得することに対し、事前に決められた一定の対価のみの支払で済むため、顧客獲得単価が確定、保証されるということになり、サービスの導入が行いやすくなっております。

また、「RESULT MASTER」でDMPに蓄積されたデータを、AIを用いて分析することで、クライアント商材ごとの想定CPC（クリック単価）等の解析結果を得られます。それらを活用し、そのサービスや商材に最適なマーケティングを行うことが可能となります。また、休眠顧客の掘り起こしやクロスセル（既存顧客に対しての新商品の売り込み）のCRM（注9）も実施します。

さらに「RESULT MASTER」を利用することで、従来のコンサルティングノウハウをデータ化し、AIにより学習することで、人的リソースに頼らず汎用化させ、マーケティングの最適な予算配分を予測します。今後もノウハウのデータ化とテクノロジーの利用にて、同市場における高精度のマーケティングを実行します。

上記のとおりクライアントの予算規模や商品特性から、AIにより「Yahoo!Japan」や「Google」等の他社が運営するインターネット媒体における広告枠への予算配分を予測できることから、当社グループが当該予測を基に各媒体への出稿を行います。

通販DXサービス

「通販DXサービス」では、ブランディング広告やTVCM、インフルエンサー施策等、従来であれば効果測定が難しかった施策を、クライアント独自のDMPを構築し「RESULT MASTER」と連携することで、可視化・分析が可能となります。TVCM効果を可視化するサービス「CM-UP」や、オフライン広告とWebを連動するサービス「オフラインDX」、ミドルファンネル施策、インフルエンサー施策、LINEマーケティング施策、公式SNSアカウント運用、インフォーマーシャル等のサービスを提供し、これらのデータを一気通貫で可視化・分析します。これらのサービスにより、消費者にクライアント商

品を認知させ、興味・関心を促進することで、新規顧客の獲得を促すことが可能となり、各種施策を相関分析しマーケティング全体を最適化することができます。Webを中心としたKPI保証サービスである新規顧客の獲得や既存顧客の育成の効率も、これら施策と組み合わせることで相乗効果を期待することができます。

また、これらはサービス毎に提供が可能であり、異業種にも「マーケティングDXサービス」として提供しております。

その他のECマーケティングテック

「ECマーケティングテック」で得たノウハウをもとに、市場ニーズに合った商品の企画開発を行うサービス「BEAT MAKER」の提供を行っております。ヘルスケア&ビューティ及び食品市場における顧客の悩みは普遍的なものが多く、当社が保有するデータを活かすことで、どのような商品が売れるかを予測します。データ分析から企画を行い、商品開発を無償で請け負い、発売後は「RESULT MASTER」を利用したKPI保証サービスや通販DXサービスでのマーケティング支援を行うことで収益を獲得しております。

また、ヘルスケア&ビューティ及び食品市場の通販事業者を対象としたマーケティング金融支援サービス「PIALA PAY」を提供しております。「PIALA PAY」は、「RESULT MASTER」を利用し現状の売上実績から将来売上を算出し、それをもとにSBI FinTech Solutions株式会社が通販事業者の将来債権の買取りを実行します。通販事業者は、その資金で広告予算を拡大して、当社のマーケティング支援のもと、短期間で最適なマーケティング活動を行い、顧客・売上の拡大を図ることが可能となるサービスです。さらに、当社連結子会社である株式会社ピアラベンチャーズではファンドを設立し、同領域や周辺領域に直接投資を行います。品質の高い商品を持ちながらもマーケティング活動等への資金調達が困難で、機会損失が生じている地方の中小企業やスタートアップ企業にファンドから投資することで、資金面での支援をより強化し、投資先の成長、バリューアップへとつなげます。そしてその投資資金を活用していただき、当社からKPI保証サービスや通販DXサービスによるマーケティング支援を提供します。当社グループは、ファンドの分配金、ファンド管理報酬、ファンド成功報酬に加え、「RESULT MASTER」を利用したマーケティング支援費用を収益として獲得いたします。

一方で、「ECマーケティングテック」の新規事業として、エンターテインメント業界でのサービス「サイバースター」の提供を行っております。次世代型総合エンターテインメントプラットフォーム「サイバースター」では、ライブ配信やギフトング、コンテンツや物販のEC、ファンクラブ運営、電子チケット販売、グッズの商品企画・受注生産、フルフィルメント、さらにそれらのデータを当社が持つマーケティングのノウハウを活用しデータ分析を行うことで、ファンを囲い込み、醸成することが可能となります。当社は各種サービスの売上からレベニューシェアを獲得し収益としております。

最後に、「ECマーケティングテック」はグローバルへの展開も行っております。「RESULT MASTER」を活用したマーケティング支援だけでなく、越境EC支援として輸出手続き等の貿易から物流、ECサイトのページ作成や翻訳、モールへの出店、商品管理、決済、集客等、ワンストップで提供しております。当社はKPI保証のマーケティング支援の収益のほか、各種サービスの手数料を収益としております。

(2) 広告マーケティング

「広告マーケティング」は「RESULTシリーズ」を利用せず、主に手数料型サービスを行っております。クライアントのダイレクトマーケティング(注10)における課題に合わせて、通常の媒体から地方紙、エリア限定誌等のニッチな媒体まで多様かつ最適な媒体や手法を提案することでEC支援を行います。

当社独自の取扱い広告枠といった独自媒体も展開し、広告枠の販売を行っております。広告枠の販売のみではなく、テレマーケティング、DM(ダイレクトメール)配布、リアルイベント、海外からの依頼などにも対応しており、各分野のスペシャリストが、媒体社や外部協力会社とのリレーションのもと、クライアントの課題に応じたマーケティングを支援いたします。

(具体的な商品、ECマーケティングテック又はサービスの特徴)

サービス別	商品、ECマーケティングテック又はサービス名	商品、ECマーケティングテック又はサービスの特徴
	RESULT MASTER (リザルトマスター)	BtoC通販事業(一人ひとりの消費者のニーズや購買履歴に合わせて、個別に展開されるマーケティング活動)に特化した、広告分析から顧客分析、CRMまで3つの要素を兼ね備えたAI搭載マーケティングツールです。DMPに蓄積された広告の計測データや顧客・販売データなどを解析・統合することで、クライアント商材ごとの想定CPC(クリック単価)や適切な広告予算配分等の様々な分析が可能となります。
	RESULT PLUS (リザルトプラス)	ビューティ&ヘルス及び食品市場のECに特化したクローズ型(招待制)アフィリエイトサービスです。すべての広告を成果報酬にて実施し、「ワンタグ」というシステムにて、リザルトプラスと提携しているアフィリエイトプロバイダーサービスを一本化して管理できます。
	KPI保証サービス	新規獲得から、引き上げ率・LTVアップ(注11)などのCRMまで、確度の高いマーケティング予測により成果報酬型で支援します。
	通販DXサービス	クライアント独自のDMPを構築し、「RESULT MASTER」と連携することで、マーケティング全体を可視化・分析し最適化するサービスです。マーケティングデータを一元管理し、一気通貫で分析することが可能です。
	CM-UP	TVCM連動サービスであり、CMリーチ数、位置情報、クリエイティブなど、Webへのアクセスの増加や効果を可視化・分析し、PDCAを最適化、獲得効率を最大化します。
	オフラインDX	オフライン広告とWebを連動させるサービスです。オフライン広告で獲得した直接効果と、オフライン広告を経由しWebで獲得した間接効果の2つの導線から得られた効果を可視化します。
	Buzz Minutes	インフルエンサーのEC売上貢献度を測定するサービスです。インフルエンサーの投稿エンゲージメント、リーチ数、CV数(注12)やその他の相関関係を分析し、より効果の高いインフルエンサーの発掘や起用、育成を行います。
	ミドルファネル施策	認知と購買をつなぐファネル施策です。ミドルファネル層(注13)に対して、動画やインフルエンサー施策を実施することで、認知からの理解促進・ファン化を進めます。
	LINEコミュニケーション	見込み客を囲い込むためのサービスです。LINEを活用し、新規顧客の獲得から既存顧客の育成等その後のフォロー運用までをサポートします。
	インフォーマーシャル	番組や動画内でリーチはもちろん、Web連動で情報補完、理解促進、魅力喚起、共感醸成をさらに促進し、購入へと導きます。購買意思決定までの一連の流れの網羅が可能です。
	コンサルティング	当社のコンサルタントがクライアントと同じ目線で、これまで蓄積された独自データを用いて全ての課題解決に向け並走します。
	BEAT MAKER (ビートメーカー)	顧客にヘルスケア&ビューティ事業を開始していただく事業開発や、商品企画・開発を行い、インフラの構築、「RESULT PLUS」及び「RESULT MASTER」を活用した新規顧客獲得や顧客分析やCRMを一気通貫で行います。当社のマーケティングデータを活かすことで、どのような商品が売れるかを予測し商品企画・開発を行い、さらにマーケティング支援を行うことでヒット商品へと導くことが可能となります。
	PIALA PAY (ピアラペイ)	「ヘルスケア&ビューティ及び食品」領域の通販事業者を対象に、「RESULT MASTER」のデータから現状の売上実績から将来売上を算出し、それをもとにSBI FinTech Solution株式会社が通販事業者の将来債権の買取りを実行します。通販事業者は、その資金で広告予算を拡大して、当社のマーケティング支援のもと、短期間で最適なマーケティング活動を行い、顧客・売上の拡大を図ることが可能となるシステムです。
	サイバースター	エンターテインメント業界を対象とした次世代型総合エンターテインメントプラットフォーム「サイバースター」では、ライブ配信やギフトティング、コンテンツや物販のEC、ファンクラブ運営、電子チケット販売、グッズの商品企画・受注生産、フルフィルメント、データ分析を行うシステムです。当社が持つマーケティングのノウハウを活用しデータ分析を行うことで、ファンを囲い込み、醸成することが可能となります。

広告マーケティング	同封コンシェルジュ	通販企業の会報誌や商品などにチラシやパンフレットを同梱し、特定のユーザーに発送します。多種の独占媒体を含む500以上の取り扱いメディアより吟味し、最適なプランをご案内します。当社グループ独自の取り扱い広告枠も多数所有しています。
	DMコンシェルジュ	最終的に獲得する顧客数の最大化を重視したDM広告サービスです。各社のデータを活用したプランニングから制作、各媒体のテストから予算設定、広告費用回収モデルまでをシミュレーションし、通常の広告より高いレスポンスの実現かつ効率性の高い実施が可能となります。

(注) 1. EC

Electronic Commerce (エレクトロニックコマース) の略で、コンピュータ・ネットワーク上で電子的な手段を介して行う商取引全般を言います。「電子商取引」「eコマース」(イーコマース)「イートレード」などと称され、消費者側からは「ネットショッピング」と呼ばれることもあります。

2. ECトランスフォーメーション

「ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念である「デジタルトランスフォーメーション」を当社グループの事業基盤に当てはめて再定義した造語です。

この数年、ECを取り巻く環境は劇的に進化しました。スマートフォンの普及による購買行動やコミュニケーションの変化、SNSの活用、アドテクノロジー(インターネット広告の配信や流通のための技術で、広告主やインターネットメディア、インターネットユーザー各々にメリットをもたらします。)の進化、大手ショッピングモールのIDが自社ECでも利用可能となったことにより、ひとつひとつ、ECの変化に対応するにはそれ相応のコストと知見が必要になります。ECトランスフォーメーションはこの環境変化に対応し、企業指標を達成するために、最適なソリューション選択、総合したマーケティング活動の効率化とエンゲージメントを高めることで、消費者とのより良好な関係を構築してまいります。

3. マーケティングテック

マーケティングとテクノロジーの融合を表した造語です。テクノロジーによってマーケティングを最適化すること、またそのためのテクノロジーそのものを指し、MAツールやECカートシステムなどの各種ソリューションやDMP、AIなどが含まれます。当社グループでは、ECの領域における独自のマーケティングテックを所有しており、適切なコンサルティングのもとにこれらを運用することで、マーケティングの最適化を実現します。

4. PDCA

Plan Do Check Actionの略です。計画を立て(Plan)、実行し(Do)、実施内容を検証(Check)、より最適なプランをさらに推進する(Action)サイクルを指します。

5. KPI

KPIとはKey Performance Indicator (キーパフォーマンスインディケーター) の略で、企業目標の達成度を評価するための主要業績評価指標を表します。

6. DX化

Digital Transformationの略語です。デジタル技術を用いることで、生活やビジネスが変容していくことをDXと言います。

7. DMP

Data Management Platform (データ マネジメント プラットフォーム) の略で、オンライン上に蓄積された様々な情報データを管理するためのプラットフォームのことを言います。DMPを活用することで、各種情報をセグメントでき、個々のユーザーに合わせたOne to Oneマーケティングが可能となります。

8. AI

人間の知的営みをコンピュータに行わせるための技術のこと、又は人間の知的営みを行うことができるコンピュータプログラムのことを言います。一般に「人工知能」と訳されます。

9. CRM

Customer Relationship Management (カスタマーリレーションシップマネジメント) の略であり、顧客を「個客」として捉え、継続的な取引を目的とした顧客中心主義の経営マネジメント、又はマーケティング手法のことを言います。インターネットの普及とIT技術の成果により、すべてのやり取りの一元管理が可能となり、顧客と1対1の関係から、満足度・安心度向上と収益性を築くために行うものです。

10. ダイレクトマーケティング

広告やメディアを通して企業が顧客と直接につながり、購入や問合せなど具体的なアクションを促し、その反応をデータとして計測するマーケティング手法のことを言います。

11. LTV

Life Time Valueの略で「顧客から生涯にわたって得られる利益」という意味です。

12. CV数

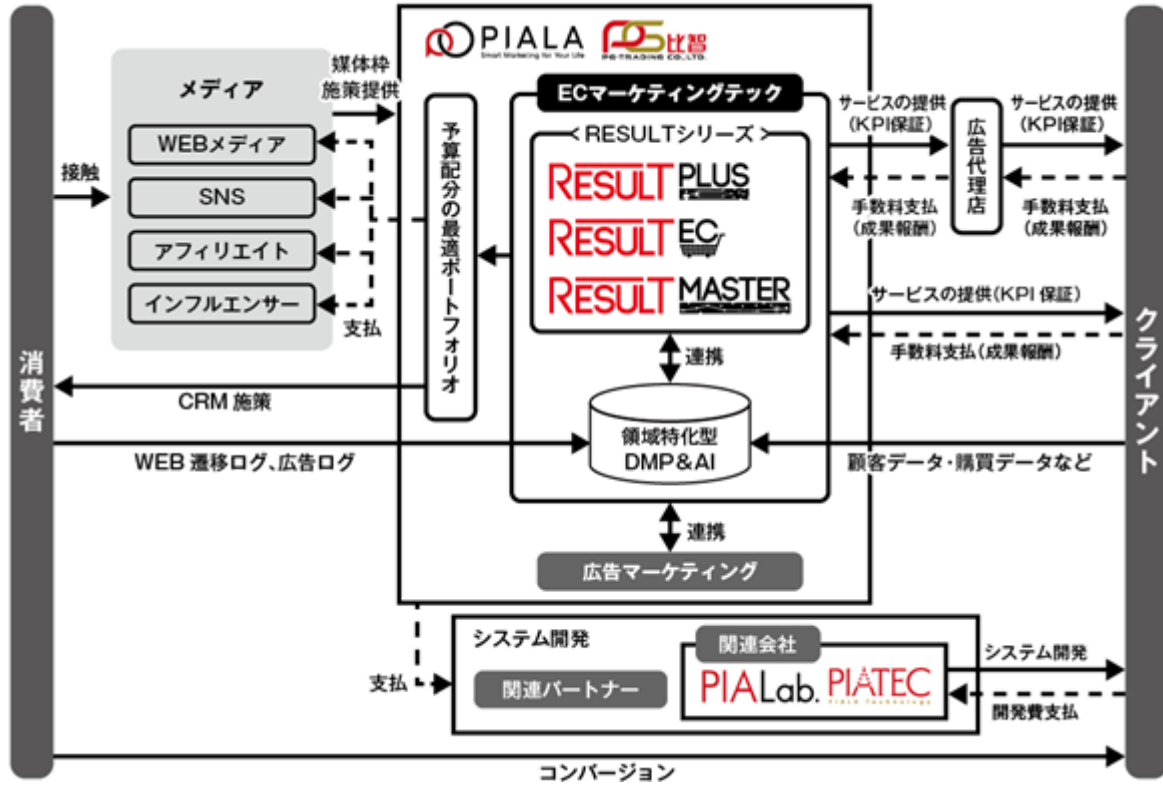
Conversion (コンバージョン) の略で、Webサイトへの訪問者に対して、どのくらいの成果があったのかを表した数値です。

13. ミドルファネル

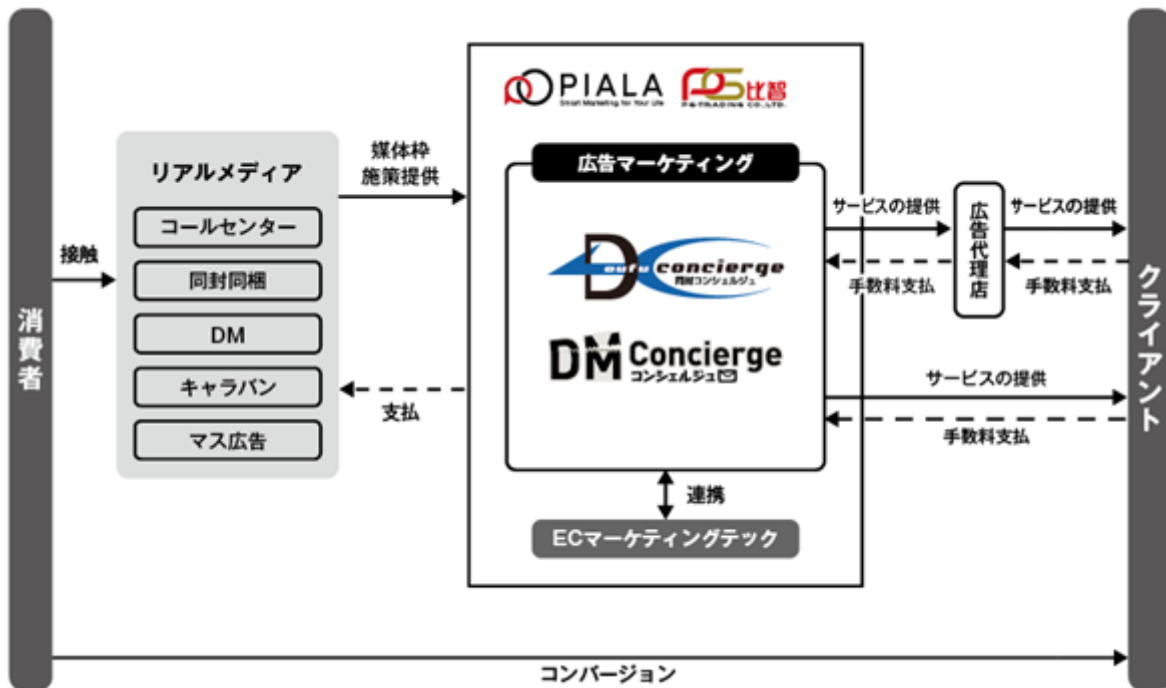
消費者の購買プロセスである「ファネル」の中間地点を表し、消費者が興味関心や課題を特定した状態で、やや熱心に情報収集をしている段階を表します。

当社グループの事業系統図はサービス別に以下のとおりとなります。未更新

ECマーケティングテック



広告マーケティング



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) (株)PIALab.	徳島県徳島市	10,000	インターネット 広告運用業務 システム開発業 務 コールセンター 業務	100.0	役員の兼任1名 当社が管理部門の業務受 託、資金の貸付を行ってお ります。
PIATEC(Thailand) Co., Ltd.	タイ国バンコク	千タイバツ 3,000	システム開発 運用保守管理業 務	99.0	役員の兼任1名 当社が管理部門の業務受 託、資金の貸付を行ってお ります。 当社がシステム利用料を支 払っております。
比智(杭州)商貿有限公司	中国杭州	千中国元 3,000	マーケティング 企画企業管理コ ンサルティング 業務	100.0	役員の兼任1名 当社が管理部門の業務受 託、資金の貸付を行ってお ります。
台湾比智商貿股份有限公 司	台湾台北市	千台湾元 3,900	越境EC事業に伴 う輸入請負販売 代行、物流支 援、貿易業務、 広告業務、コ ールセンター業務 及びサポート業 務	100.0	役員の兼任3名 当社が管理部門の業務受 託、資金の貸付を行ってお ります。
CHANNEL J (THAILAND) Co., Ltd. (注)4	タイ国バンコク	千タイバツ 2,000	越境EC事業に伴 う輸入請負販売 代行、物流支 援、貿易業務、 広告業務、メ ディア動画制作	49.0	役員の兼任1名 当社が管理部門の業務受 託、資金の貸付を行ってお ります。
PG-Trading (Vietnam) Co., Ltd.	ベトナムホーチ ミン市	千米国ドル 100	越境EC事業に伴 う輸入請負販売 代行、物流支 援、貿易業務、 広告業務	100.0	役員の兼任2名 当社が管理部門の業務受託 を行っております。
株式会社ピアラベン チャーズ	東京都渋谷区	15,000	ファンドの募 集、運用業務	100.0	役員の兼任3名 当社が管理部門の業務受託 を行っております。
ピアラベンチャーズ1号 投資事業有限責任組合 (注)3	東京都渋谷区	224,000	投資業務	75.0 (3.6)	当社の子会社の株式会社ピ アラベンチャーズが無限責 任組合員として業務を執行 しております。 また、当社が有限責任組合 員となっております。

(注)1. 「主要な事業の内容」欄について、当社グループはEC支援事業の単一セグメントであるため、連結子会社が
行う主要な事業を記載しております。

2. 議決権の所有割合又は被所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

- 3 . ピアラベンチャーズ1号投資事業有限責任組合については、当連結会計年度において新たに組成し、連結子会社としております。また、同社は特定子会社に該当しております。
- 4 . 当社におけるCHANNEL J (THAILAND) Co., Ltd.の議決権比率は50%以下ではありますが、財務諸表等規則に規定する実質支配力基準に基づき、同社を連結子会社としております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

当社グループはEC支援事業の単一セグメントであるため、事業部門別に記載しております。

2021年12月31日現在

事業部門の名称	従業員数(人)
EC支援事業	191(92)
合計	191(92)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、従業員数欄の()外書きは、臨時雇用者数(人材派遣会社からの派遣社員、アルバイト及びパートタイマーを含む。)の年間の平均雇用人員です。
2. 当社グループはEC支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

2021年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
141(16)	31.3	4.0	5,724,538

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、従業員数欄の()外書きは、臨時雇用者数(人材派遣会社からの派遣社員、アルバイト及びパートタイマーを含む。)の年間の平均雇用人員です。
2. 当社はEC支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
3. 平均年間給与は賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは「全てがWINの世界を創る」を経営理念とし、以下を「Win-Winの5つの約束」として掲げております。

クライアントのために、お互いの利益増幅を最適化
サービスとエンドユーザーのWinな関係
組織の中のWinな関係
会社と社員が相互Happyな関係
自己と周りの相互Winな関係

この経営理念のもと、「Smart Marketing for Your Life」をビジョンとし、テクノロジーによる最適化だけでなく、人々の生活をいかに豊かに幸せにできるかを考え、人に寄り添う「マーケティングイノベーション」を起こすことで、「すべての人に価値ある体験を創りつづける」というミッションを達成してまいります。

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、主要財務指標として、全社の売上収益、営業利益、営業利益率を重視しており、その向上を図る経営に努めてまいります。

中期経営計画（2020年1月～2022年12月）の2年目である2021年12月期の目標値は当初計画で売上高182億円、営業利益7億円、営業利益率3.9%、2022年12月期の目標値は売上高235億円以上、営業利益12億円、営業利益率5.1%としておりましたが、進捗に鑑み中期経営計画の見直しを実施し、2022年12月期の目標値を売上高131億円、営業利益0.7億円、営業利益率0.5%としております。

(3) 経営環境及び中長期的な経営戦略

当社グループは、主要な事業領域をヘルスケア&ビューティ及び食品市場とし、ECにおけるマーケティング支援を提供してまいりました。ヘルスケア&ビューティ及び食品市場は、景気の影響を受けにくく、加えてシニア人口の増加に伴う、セルフメディケーション（ヘルスケア）、アンチエイジングといった健康・美容志向の高まりなどを受け、拡大傾向にあります。国内EC市場規模は2020年20兆円から2026年には29兆円に拡大（「ITナビゲーター2021年版」発表データ）、世界の越境EC市場規模は2020年0.9兆ドルから2027年には4.8兆ドルに拡大することが予想（「ZION Market Research」発表データ）され、必然的にマーケティングコストの拡充も見込まれるため、当社グループは当市場を主要な事業領域と設定してまいりました。

しかし、昨今、ヘルスケア&ビューティ及び食品市場の広告は、効果効能を誇大に表現したものや消費者に誤解を与えるような表現を用いたブラック広告が蔓延したことにより、景表法・薬機法の規制が強化され、各大手ネットワークの自主審査基準も法令以上に厳しさを増しました。

当社グループは、800社以上のマーケティングデータが蓄積されたDMPとAIを連携させ、クライアントの商材と類似する複数のマーケティング事例をもとに、マーケティングの最適化を図り、クライアントのKPIを保証する「KPI保証サービス」を中心にサービスを展開してまいりました。KPI保証サービスでは、過去のマーケティングデータを活用することで、クライアントの商品をヒット商品に育成し、クライアントと当社グループの成長を同時に目指すことで、Win-Winの関係を構築してまいりました。

しかし、前述の規制強化をはじめとした市場環境の変化により、広告のクリエイティブが大きく変化し、過去データを活用したマーケティングの効果が薄れたことにより、クライアントの商品を大きくヒットさせることが困難な状況が続いております。

この状況を受け、当社では成長戦略として「通販DXサービス」「異業種展開（マーケティングDXサービス）」「新規事業」の3軸に注力し、安定成長を目指します。

通販DXサービス

当社グループでは、法令に則った安全性の高い広告を提供してきたため、クライアントからの引き合いは増加したものの、以前のようなヒット商品を創出するには至らず、クライアントと当社グループを再び成長軌道にのせるため、「通販DXサービス」の提供を開始しました。「通販DXサービス」では、ブランディング広告やTVCM等にも事業領域を拡大し、TVCM効果を可視化するサービス「CM-UP」や、オフライン広告とWebを連動するサービス「オフラインDX」、ミドルファンネル施策、インフルエンサー施策、LINEマーケティング施策、公式SNSアカウント運用、インフォマーシャル等のサービスの提供を開始しております。また、これらのデータを一気通貫で可視化・分析し、マーケティングの最適化を図り、Webを中心としたKPI保証の新規顧客の獲得や既存顧客の育成の効率を向上させることも可

能です。Web中心の施策だけでなく、幅広い施策を展開することで、消費者の商品への理解・関心を促進し、クライアントと当社グループの成長及び消費者への価値ある体験の提供を目指します。

異業種展開（マーケティングDXサービス）

「通販DXサービス」は、サービス毎に提供・分析が可能であることから、「マーケティングDXサービス」として、異業種への展開を推進してまいります。ヘルスケア&ビューティ及び食品市場から異業種に展開することで、市場環境の変化に影響されないビジネスモデルを構築してまいります。

また、ヘルスケア&ビューティ及び食品市場のマーケティングは異業種と比較し高速PDCAが実施されており、そのスピード感が優位性となります。加えて当社グループが今まで培ってきたダイレクトマーケティングのノウハウ、高い分析力を強みとして、異業種に展開し、当社グループの2つ目の軸として安定成長を目指します。

新規事業

新規事業として立ち上げた、エンタメDX事業をはじめとした、新規分野にも積極投資することで、新たな収益源の確保を目指します。当社のノウハウや知見を活かすことのできる分野を常に模索し、粗利率の高いビジネスモデルを確立することで、収益性の向上を目指します。

以上の3軸に注力することで、再成長を目指してまいります。

経営者の問題認識につきましては、「(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題」に記載しております。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループにおきましては、以下の点を主な経営課題と認識しております。

グループシナジーの更なる追求

ヘルスケア&ビューティ及び食品市場と、その事業領域におけるマーケティングに関連するテクノロジー市場は、環境変化の激しい状況が続くと見込んでおります。当社グループはアジアにおけるEC支援を行う比智(杭州)商貿有限公司、主に「RESULTシリーズ」の開発保守を行うPIATEC(Thailand) Co., Ltd.、主にコールセンター業務を行う株式会社PIALab.、主に越境EC事業に伴う輸入請負販売代行、物流支援、貿易業務、広告業務を行う台湾比智商貿股份有限公司、CHANNEL J (THAILAND) Co., Ltd.、PG-Trading (Vietnam) Co., Ltd.、ファンドを運営し、同領域のD2C企業や通販企業を対象に投資を行う株式会社ピアラベンチャーズ、投資業務を行うピアラベンチャーズ1号投資事業有限責任組合の子会社8社により構成されております。当社グループは、グループ各社が自律的な意思決定を行うことで、スピード感のある事業運営を実現しております。併せて、同領域において、データを中心としたEC向けマーケティングテックにおける競争力の強化を軸に、アジア市場に向けてのEC支援事業の展開及びマーケティングテックの開発にあたり、更なるシナジーを創出し、当社グループのもつ経営資源の効率的な活用を推進してまいります。

既存事業の安定成長

当社グループは独自のEC向けマーケティングテックとデータを活用したEC支援事業を「KPI保証」型にて提供し、収益を創出してまいりました。ノウハウが確立されてきたことで、クライアントごとの成果向上にもつながってまいりましたが、昨今の景表法・薬機法の規制により、売上・収益を大きく牽引するような大ヒット商品が発生しにくくなっております。今後も引き続きAIを中心としたテクノロジーを導入し、EC向けマーケティングテックの開発やプライベートDMPの強化を推進し、ビジネスの基盤を拡充することで、新規ヒット率の向上及び既存顧客の販売高引上げに注力する一方で、取引社数を増加させることで、大ヒット商品に依存しない事業体制を構築し、安定収益を創出してまいります。

事業領域の拡大

当社グループは新規顧客獲得や既存顧客の育成の成果を保証するマーケティング支援「KPI保証サービス」を中心に、成長してまいりました。KPI保証サービスでは、商品の購入を促す刈り取り施策を中心に提供してまいりましたが、今後は消費者が対象商品に対して、認知から興味・関心を喚起し理解を深めていただくことで購入につなげるマーケティングソリューションとして「通販DXサービス」を提供してまいります。具体的には、運用型TVCMやミドルファネル施策、インフルエンサー施策、オフラインDX、LINEマーケティングDX、企業の公式SNSアカウント運用等を提供及び分析・最適化をするシステムを提供しております。今後、通販DXサービスの提供に新たな収益源の確保だけでなく、既存事業の成長も促進してまいります。

異業種への展開

当社グループは、ヘルスケア&ビューティ及び食品市場を中心にサービスを提供してまいりましたが、通販DXサービスは、サービス毎に提供・分析が可能であることから、「マーケティングDX」サービスとして、異業種への展開を

推進してまいります。ヘルスケア&ビューティ及び食品市場のマーケティングは異業種と比較し高速PDCAが実施されており、そのスピード感が優位性となります。また、当社グループが今まで培ってきたダイレクトマーケティングのノウハウ、高い分析力は異業種においても強みとなることが見えてまいりました。今後は、積極的に異業種に展開しながら、データを蓄積し「KPI保証サービス」の提供も検討してまいります。

新規事業投資

当社グループは、さらなる成長を目指すため新規事業に積極的に投資してまいります。新規事業として立ち上げたエンタメDX事業をはじめとした、成長性があり当社グループの知見が活用できる分野に投資することで、収益の確保を目指します。

収益性の更なる向上

当社グループは、「KPI保証サービス」を中心に成長してまいりましたが、今後は、事業領域を拡大する「通販DXサービス」、異業種への展開を推進する「マーケティングDX」、「新規事業」を注力分野とし、この3軸で成長を目指します。既存事業である「KPI保証サービス」で安定収益を確保し、高粗利率である3軸の注力分野で収益性を向上させ、持続可能な成長を目指します。

優秀な人材の確保

当社グループは、更なる事業拡大を実現していく上で、優秀な人材の確保が必要不可欠であると認識しております。このため、即戦力となる人材確保を目的とした中途採用及び将来を担う社員の育成と組織の活性化を目的とした新卒採用を積極的に行ってまいります。

新卒採用に関しては、オンラインにて就労体験が可能な「クラウドインターン」制を導入し、学年や居住地を問わず学生達との接点を拡充し、その採用活動の強化を図ってまいります。

また、事業状況に合わせ、年齢や国籍等に制限なく、高いスキルや潜在的な能力を持つ人材を積極的に登用してまいります。

情報セキュリティ体制の更なる整備

当社グループは、顧客と取引を行うにあたり、顧客情報、個人情報及び営業機密等の機密情報を取り扱うことがあります。

情報セキュリティ体制の整備を引き続き推進していくとともに、情報の取り扱いに関する社内規程の適切な運用、役職員の機密情報リテラシーの向上、役職員による機密情報の取り扱いに関する内部監査等を通じ、情報セキュリティ体制の強化を図ってまいります。

内部管理体制の強化

当社グループは、急速な事業環境の変化に適応し、継続的な成長を維持していくために、内部管理体制の強化が重要であると認識しております。このため、事業規模や成長ステージに合わせバックオフィス機能を拡充していくとともに、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。具体的には、事業運営上のリスク管理や定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、社外役員の登用・監査役監査の実施によるコーポレート・ガバナンス機能の充実及び経営管理のDX化を進めることで迅速かつ適切な経営判断を行ってまいります。

システムの安定性の確保

当社グループは、インターネット上で顧客にサービスを提供しており、安定した事業運営を行うにあたり、国内外での市場シェア拡大や新規プロダクトの提供、新規海外拠点の設立等を念頭に置いた、サーバー設備の増強や負荷分散システムの導入等が必要不可欠であると認識しております。今後も、中長期的な視点から設備投資を行い、システムの安定稼働及びセキュリティ管理体制の維持構築に取り組んでまいります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示することとしております。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、その発生の予防・回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境について

ヘルスケア&ビューティ及び食品市場の動向及び競争環境について

当社グループが主たる事業を展開する、ヘルスケア&ビューティ及び食品市場は着実に成長を続けており、同市場が引き続き拡大することが、成長のための基本的な前提と考えております。しかしながら、マーケティング予算の減額、同市場を巡る新たな規制の導入や何らかの予期せぬ要因により、市場規模が想定したほど拡大しなかった場合、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

また、依然として激しい競争環境の中で、当社グループは競争優位性を確立し競争力を高めるべく様々な施策を講じております。しかしながら、必ずしもこのような施策が奏功し競争優位性の確立につながるとは限らず、その場合、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

検索エンジンへの対応について

当社グループの事業において、「Yahoo!JAPAN」や「Google」等の主要なメディアが定期的に行なう、検索エンジンのアルゴリズムの判定要素の更新については、その判定要素が対外的に公開されていないため、その更新への対応を適時適切に行なう必要があります。しかし、その更新への対応が適切でなかった場合、あるいは更新への対応が遅れた場合等には、広告露出等の減少が予測されることで、当社グループの期待する利益が確保できなくなり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容について

「KPI保証」型による契約形態を展開するリスクについて

当社グループの主たるサービスである、「ECマーケティングテック」による売上は主に「KPI保証」型による契約形態をとっております。これは、当社の行なうEC支援により、クライアントの得るマーケティングの成果に基づいて当社が請求を行なう契約形態であり、クライアントとの契約段階においては受注が確定していますが、マーケティングの成果が確定しない限り当社の売上高は確定いたしません。

さらに、原価は主にCPC（クリック単価）であるのに対し、売上は「KPI保証」により固定された成果報酬になりますので、原価と売上のチャージ基準が異なり、利率は確定いたしません。

このため、当社グループは、クライアントに対するマーケティングの成果を出す為に、ヘルスケア&ビューティ及び食品領域にかかるDMPの更なる蓄積と、AIを活用した「RESULTシリーズ」の機能強化等に注力しております。また、「KPI保証」は獲得件数に関する保証をしないことや、見込まれたマーケティングの成果が出なかった場合のコストカットルールを社内にて設ける等によりリスクのコントロールをしております。

しかしながら、これらの蓄積や機能強化が進まなかった場合及び、リスクコントロールが機能しなかった場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

「通販DXサービス」の進捗について

当社グループのサービスである、「通販DXサービス」は受注から企画・制作に時間を要することに加えて、クライアントのキャンペーン時期等に合わせて施策を打つことが多いため、売上計上時期をコントロールすることが難しいものであります。複数のプロジェクトにおいて、売上計上が後倒しになった場合、一時的に当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

技術革新への対応について

当社グループのサービスは、インターネット関連技術に基づき事業展開しておりますが、インターネット関連分野は新技術の開発及びそれに基づく新サービスの導入が相次いで行われており、非常に変化の激しい業界となっております。また、広告を表示するデバイス面においては、スマートフォンやタブレットなどの端末の普及が急速に進んでおり、新技術に対応した新しいサービスが相次いで展開されております。

このため、当社グループは、エンジニアの採用・育成や創造的な職場環境の整備、またマーケティングに関する技術、知見、ノウハウの取得に注力しております。

しかしながら、係る知見やノウハウの獲得が困難な場合、また技術革新に対する当社グループの対応が遅れた場合には、当社グループの競争力が低下する可能性があります。さらに、新技術への対応のために追加的なシステム、人件費などの支出が拡大する可能性があります。このような場合には、当社グループの技術力低下、それに伴うサービ

品質の低下、そして競争力の低下を招き、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

システムリスクについて

当社グループの事業は、そのサービスを、サーバーを中心とするコンピュータシステムからインターネットを介して顧客に提供しております。これらのサービスにおいては、システムの増強やバックアップ体制の強化など安定稼動のために常に対策を講じております。

しかしながら、機器の不具合、自然災害、想定を超える急激なアクセス増、コンピュータウイルス等によりコンピュータシステムや通信ネットワークに障害が発生したり、不正なアクセスによりプログラム等の内容が改ざんされた場合、サービスの停止を余儀なくされる場合等の状況によっては顧客からの信用が低下したり損害賠償を請求されたりするなど、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

新規事業について

当社グループは、今後も持続的な成長を実現するために、新規事業の創出と育成に取り組んでいきたいと考えております。しかしながら、新規事業を遂行していく過程では、急激な事業環境の変化をはじめとして様々な予測困難なリスクが発生する可能性があります。その結果、当初の事業計画を達成できない場合は、当社グループの事業展開及び業績等に影響を与える可能性があります。

景気動向の変動等について

当社グループが扱う広告は、市場変化や景気動向の変動によりクライアントが広告費用を削減する等、景気動向の影響を受ける可能性があります。また、クライアントの経営状態の悪化等により、広告代金の回収が不能になる場合があります。このような状況となった場合、当社グループのサービスに対する需要が減退すること等により、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に影響を与える可能性があります。

(3) 組織体制について

人材の確保及び育成について

当社グループの成長を支えている最大の資産は人材であり、優秀な人材を採用し育成することは当社グループにとって重要な課題であると認識しております。したがって、優秀な人材の確保と育成については最大限の努力を払っております。しかしながら、事業内容の急速な変化、事業規模の急拡大に伴う業務量の増加及び人材マーケットの需給バランスやその他何らかの要因により、必要な人材の確保や育成ができなかった場合、もしくは重要な人材の流出等が発生した場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である飛鳥貴雄は、当社の創業者であり、最高経営責任者であります。同氏は、インターネット広告におけるサービスの開発技術及びそれらに関する豊富な経験と知識を有しており、技術的判断、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において極めて重要な役割を果たしております。

当社グループでは、取締役会や経営会議等における役員及び幹部社員の情報共有や経営組織の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。

しかしながら、現状では何らかの理由により同氏が当社グループの業務を継続することが困難になった場合、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

内部管理体制について

当社グループは、企業価値の持続的な増大を図るためにはコンプライアンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守の徹底が必要と認識しており、内部管理体制の充実に努めております。しかしながら、事業の急速な拡大により、十分な内部管理体制の構築が追いつかないという状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

また、内部関係者の不正行為等が発生しないよう、国内外の法令・ルールの遵守及び定期的な内部監査等で遵守状況の確認を行っております。しかし、法令等に抵触する事態や内部関係者による不正行為が発生する可能性は完全には排除できないため、これらの事態が生じた場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(4) その他

個人情報保護について

インターネットを規制する国内の法律として「個人情報の保護に関する法律」があります。当社グループは、SSP、DSP、DMP等のサービスのプラットフォームを通じて、Cookie(クッキー)技術を利用し、当社グループと提携

するWebサイトを閲覧したユーザーの行動履歴（アクセスしたURL、コンテンツ、参照順等）等を取得する可能性があります。

今後、インターネット広告に関するサービスを提供するうえで新たな法律の制定や既存の法律が改正されたり、自主規制が求められたりした場合には、サービスの提供が制約を受け、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

法規制について

当社グループは、電気通信事業法、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景表法」という。）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「薬機法」という。）、医療広告ガイドライン等の法令規則及び諸規制の適用を受けております。今後、適用を受けている法令の改正や新たな法令の制定等が行われ、又は既存の法令等の解釈に変化が生じたり、もしくは、法令等に準ずる位置付けで業界内の自主規制が制定されその遵守を求められたりするような状況が生じた場合には、当社グループの事業展開に影響を与える可能性があります。

知的財産権について

当社グループでは、第三者の知的財産権侵害の可能性については調査可能な範囲で対応を行っておりますが、当社グループのサービスにおいて、知的財産権侵害の可能性を完全に排除することは困難であります。何らかの事情により当社の保有する知的財産権について、侵害があった場合もしくは他社の知的財産権を侵害し、差止請求もしくは損害賠償請求を受けた場合、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

不適切な広告配信に対する監視体制の強化について

当社グループは、顧客に提供する価値を担保するために、当社グループが配信する広告に係る品質管理の徹底が重要な課題であると認識しております。具体的には、景表法、薬機法、健康増進法並びに著作権法等の各種法令により一定の制約が掛けられており、広告を実施する事業者としてはこれらの法令に抵触することがないよう、広告内容の適法性の確保を図る必要があります。また、不正な広告表示、錯誤を誘発する広告表示及び違法コンテンツを掲載するインターネットメディアへの広告配信の監視、また、成人向け広告の取り扱いに関する社内方針を定め、該当する広告取引を行わないよう努めております。

しかしながら、万一、予期せぬ要因により、これらの対応に不備が生じた場合、顧客への損害補填が必要となる等、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

クライアントの広告停止等について

ヘルスケア&ビューティ及び食品市場における広告は景表法・薬機法の規制を受けており、これらに違反すると、広告停止を命じられる場合があります。前項のとおり、当社グループでは監視体制を強化し法令遵守を徹底しておりますが、クライアントの利用している他の広告会社が当社クライアントの広告で違反をした場合、クライアントが広告停止を命じられる場合があり、当社グループとの取引に影響を及ぼす可能性があります。その結果、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

広告媒体・各ネットワークの自主審査基準について

景表法・薬機法の規制強化を受け、広告媒体や各ネットワークにおいても自主審査基準が法令以上に厳しくなっております。過去のクリエイティブが利用できなくなる等、広告効率が一時的に悪化しておりますが、今後もさらにこれらの自主審査基準が強化された場合、サービスの提供が制約を受け、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

訴訟の可能性について

当社グループはシステムの障害や重大な人為的ミス等の予期せぬトラブルが発生した場合、また、取引先との関係に何らかの問題が生じた場合、これらに起因する損害賠償を請求される、あるいは訴訟を提起される可能性があります。損害賠償の金額、訴訟の内容及びその結果によっては、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況や社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

自然災害等について

当社グループの事業活動に必要なサーバーについては、自然災害、事故等が発生した場合に備え、外部のデータセンターの利用や定期的バックアップ、稼働状況の監視等によりシステムトラブルの事前防止又は回避に努めております。

しかしながら、万一、当社本社の所在地である東京都において大地震や台風等の自然災害や事故等により、設備の損壊や電力供給の制限等の事象が発生した場合、当社グループが提供するサービスの継続に支障をきたす場合があります。また、損壊を被った設備等の修復や被害を受けた従業員に対する補償等の費用が発生し、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症や新型インフルエンザ等の感染症が想定を大きく上回る規模で発生及び流行し、当社グループ内でクラスターの発生による事業活動の停止が長期にわたって発生した場合及び顧客の属する業界に影響を及ぼした場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

海外事業展開について

当社グループは、国内のほかアジア地域を中心に、グローバル展開を行っており、子会社を設立しております。各国の経済環境の動向や法規制等の予期せぬ変化や新型コロナウイルス感染症への対応等が、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

配当政策について

当社は、利益配分につきましては、今後の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

しかしながら、当社は引き続き成長過程にあるため、M&Aや資本提携、人材への投資や売上成長をもたらす戦略的なマーケティング投資等の成長投資を最優先としております。今後も業績や成長投資等を総合的に勘案しながら安定した配当を実施してまいります。

ストックオプションの行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社従業員、当社子会社の取締役及び従業員等に対し、長期的な企業価値向上に対するインセンティブとしてストックオプションを付与しているほか、今後も優秀な人材確保のためストックオプションを発行する可能性があります。これらのストックオプションが権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する1株当たりの株式価値を希薄化させる可能性があります。2021年12月31日現在、これらのストックオプションによる潜在株式数は209,540株であり、発行済株式総数7,117,520株の2.9%に相当しております。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

業績等の概要

(1) 業績

当連結会計年度における売上高は12,656,671千円（前期比13.2%減）となりました。これはマーケティングによる成果を保証するKPI保証サービスが伸び悩み、ECマーケティングテック売上高が減少したことによるものであります。

売上総利益は、1,958,443千円（前期比20.3%減）となりました。これは「#SAVE YOUR LIFE」プロジェクトで販売していたマスク等の評価減処理を行ったものの、売上高減少に伴い外注費も減少し、売上原価を10,698,228千円（前期比11.8%減）計上したことによるものであります。

営業損失は、136,052千円（前期は営業利益503,636千円）となりました。これは業容拡大に伴う人件費や営業経費の増加により、販売費及び一般管理費を2,094,495千円（前期比7.2%増）計上したことによるものであります。

経常損失は、111,504千円（前期は経常利益469,897千円）となりました。これは営業外収益として補助金収入27,428千円及び投資有価証券償還益22,551千円を計上した一方で、営業外費用として投資事業組合運用損23,568千円及び支払利息10,589千円を計上したことによるものであります。

税金等調整前当期純損失は、255,387千円（前期は税金等調整前当期純利益469,904千円）となりました。これは特別損失として、海外子会社において固定資産を減損処理したことなどによる減損損失59,219千円及び投資有価証券評価損84,727千円を計上したことによるものであります。

親会社株主に帰属する当期純損失は、259,815千円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益334,263千円）となりました。これは主に法人税等を4,360千円計上したことによるものであります。

なお、当社グループはEC支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 財政状態

(資産)

流動資産は、前連結会計年度末に比べ301,682千円減少し、3,684,159千円となりました。

固定資産は、前連結会計年度末に比べ273,579千円増加し、1,344,535千円となりました。

この結果、当連結会計年度末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ28,102千円減少し、5,028,694千円となりました。

(負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べ122,764千円減少し、2,456,104千円となりました。

固定負債は、前連結会計年度末に比べ368,679千円増加し、639,824千円となりました。

この結果、当連結会計年度末における負債合計は、前連結会計年度末に比べ245,915千円増加し、3,095,929千円となりました。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産は、前連結会計年度末に比べ274,017千円減少し、1,932,764千円となりました。

(3) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ310,995千円減少し、当連結会計年度末には1,955,840千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は430,205千円（前連結会計年度は778,284千円の資金の収入）となりました。主な要因は、税金等調整前当期純損失255,387千円の計上及び仕入債務の減少324,637千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は396,579千円（前連結会計年度は398,626千円の資金の支出）となりました。主な要因は、投資有価証券の売却及び償還による収入132,451千円があった一方で、投資有価証券の取得による支出226,324千円及び無形固定資産の取得による支出227,411千円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は515,059千円（前連結会計年度は270,751千円の資金の収入）となりました。主な要因は、長期借入金の返済による支出258,694千円及び自己株式の取得による支出121,412千円があった一方で、短期借入金の純増額155,000千円、長期借入による収入720,000千円があったことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

(1) 生産実績

当社グループ全体における生産及び受注実績の金額的重要性が乏しく、提供する主要なサービスの性格上、当該記載が馴染まないことから記載を省略しております。

(2) 受注実績

当社グループでは一部個別の受託開発を行っておりますが、「(1)生産実績」に記載の理由から、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績は、次のとおりであります。なお、当社グループはEC支援事業の単一セグメントであるため、サービス別に記載しております。

サービスの名称	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
ECマーケティングテック	9,488,260	11.3
広告マーケティング	2,954,525	14.5
その他	213,884	51.0
合計	12,656,671	13.2

(注) 1. サービス間取引については、相殺消去しております。

2. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)		当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
プレミアアンチエイジング(株)	1,570,097	10.8	2,080,458	16.4
(株)アイム	2,410,458	16.5	1,214,934	9.6

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性があるため、これらの見積りとは異なる場合があります。

なお、重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載のとおりです。

(2) 当連結会計年度の経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う世界的な経済活動の停滞により厳しい状況が続きました。2020年末から感染再拡大の兆しがみられる中、度重なる緊急事態宣言により、景気は減速感が強まり個人消費の停滞をもたらしました。

国内EC市場規模は2020年20兆円から2026年には29兆円に拡大（「ITナビゲーター2021年版」発表データ）、世界の越境EC市場規模は2020年0.9兆ドルから2027年には4.8兆ドルに拡大することが予想（「ZION Market Research」発表データ）されており、国内外においてEC市場規模は急速に拡大しております。当社グループの主要な事業領域である、ヘルスケア&ビューティ及び食品市場においても、シニア人口の増加に伴う、セルフメディケーション（ヘルスケア）、アンチエイジングといった健康・美容志向の高まりなどを受け、必然的にマーケティングコストの拡充も見込まれます。

また、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の発令や外出自粛等の影響から実店舗での消費が減少する一方で、巣ごもり需要によりEC販売へのニーズが増加する等の顧客行動の変容が見られるものの、ヘルスケア&ビューティ及び食品市場においては景表法・薬機法等の表現の規制も一層厳しくなり、広告業界はクリーン化に向けての対応が急務となりました。

このような状況下において、当社グループは「全てがWINの世界を創る」という経営理念のもと、「Smart Marketing For Your Life」をビジョンに、ヘルスケア&ビューティ及び食品市場の通販DX事業を軸として、クライアントのオールデータパートナーとなるべく、事業開発から商品開発、インフラ整備、ブランディング、オンライン・オフラインでの新規顧客から既存育成等を一気通貫の専門ソリューションとして提供してまいりました。また、それらの知見を活かしてエンタメDX事業等の異業種への拡張、越境EC市場への需要の高まりを受けグローバル展開等、事業領域を拡大してまいりました。さらに、企業ミッションを「すべての人に価値ある体験を創りつづける」に変更し、今まで主軸としていたヘルスケア&ビューティ及び食品市場から、横展開可能な通販DXサービスの異業種への展開を開始しました。

既存事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、リアルイベントの中止や広告媒体の発刊中止が相次いだほか、東南アジアでの海外事業の展開が想定よりも鈍化しました。また、景表法・薬機法の規制強化による一時的な広告効率の悪化が売上に影響を及ぼしました。景表法・薬機法の規制は、日々厳しさを増しており、2021年8月には、薬機法の改正により、違反した広告主だけでなく広告代理店、広告を掲載するメディア、インフルエンサーに課徴金が課されることとなりました。各大手ネットワーク側での審査も厳しさを増しており、YouTubeでは検出システムが改善され違反広告を55万件削除する等、市場のクリーン化に向けた動きが活発化しております。一方で、各大手ネットワークの自主審査基準は景表法・薬機法の規制以上に厳しくなり、今までであれば可能であった広告表現や法的に問題がないクリエイティブや、過去には使用可能であったクリエイティブにも規制が入り使用することができなくなる等、当社において一時的に広告効率の悪化が見られました。しかし、景表法・薬機法が厳重になることにより違反広告が淘汰されていくなか、広告の安全性を求めるクライアントからの依頼は増加しました。中長期的にみると、違反広告が減少し広告業界がクリーンになることが予想されるので、引き続き安全な広告会社としての当社の優位性を発揮すべく厳重なチェックを行う体制を構築してまいります。

このように、市場のクリーン化は加速しているものの、市場では景表法・薬機法に違反している広告のすべてがなくなるわけではなく、それらの違反広告と、法律に則った当社の広告を比較すると、違反広告のほうが目につきやすく、大ヒット商品へとつながる広告の制作が困難な状況が続いております。これらを受け、Webを中心としたKPI保証の新規顧客獲得や既存顧客の育成を中心としていた事業形態（KPI保証サービス）から、ブランディング広告やTVCM等にも事業領域を拡大し、オンライン・オフラインのデータを一気通貫で分析し広告効果を効率化するための通販DXサービスを本格稼働しました。通販DXサービスとして、TVCM効果を可視化するサービス「CM-UP」や、オフライン広告とWebを連動するサービス「オフラインDX」、ミドルファンネル施策、インフルエンサー施策、インフォマーシャルに注力しました。また、これらのサービスは他業種への応用も容易であり、ヘルスケア&ビューティ市場の広告市場が健全化に向かう中での積み上げ施策として異業種に横展開し、収益源の拡充を進めました。さらに、ヘルスケア&ビューティ市場における通販DXサービスでは、事業領域拡大による収益拡大だけでなく、幅広い層に商品の認知を広

めWeb広告への流入を増加させることが可能で、KPI保証サービスの収益拡大への寄与も見込まれます。しかし、通販DXサービスは受注してから企画・制作に時間を要し売上の計上が当連結会計年度から来期以降に後る倒しになる案件が多数発生しました。

また、2020年に設立した連結子会社株式会社ピアラベンチャーズにおいて設立したファンド「ピアラベンチャーズ1号投資事業有限責任組合」より5社に投資を実行いたしました。これらの投資はファンドからの資金援助だけでなく、当社からのマーケティング支援の提供を実施し、投資先企業の成長の最大化及び当社の既存事業への収益寄与が見込まれます。加えて当社からは、セルフエステやセルフネイル、病院に行かずに医師の診察を受けることのできるオンライン診療の実施を構想するE-Medical株式会社に、投資を実行いたしました。当社の通販DXサービスにより、投資先企業のマーケティングを全面的に支援し、集客やCRMを担ってまいります。さらに今後は、オンライン診療において、当社のオンライン接客ツール「リモートせっきゃくん」の提供や、ドクターズサブプライアやコスメ等の事業展開等、シナジーの最大化を目指す予定です。

新規事業につきましては、エンタメ業界におけるあらゆるサービスを1つに集約した次世代型総合エンタメプラットフォーム「サイバースター」に、アーティストのデジタルコンテンツをNFTとして発行し売買することができるNFTモールのオープンの準備を進めました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は12,656,671千円（前期比13.2%減）となりました。これは前述のとおり、マーケティングによる成果を保証するKPI保証サービスが伸び悩み、ECマーケティングテック売上高が減少したことによるものであります。

売上総利益は、1,958,443千円（前期比20.3%減）となりました。これは「#SAVE YOUR LIFE」プロジェクトで販売していたマスク等の評価減処理を行ったものの、売上高減少に伴い外注費も減少し、売上原価を10,698,228千円（前期比11.8%減）計上したことによるものであります。

営業損失は、136,052千円（前期は営業利益503,636千円）となりました。これは業容拡大に伴う人件費や営業経費の増加により、販売費及び一般管理費を2,094,495千円（前期比7.2%増）計上したことによるものであります。

経常損失は、111,504千円（前期は経常利益469,897千円）となりました。これは営業外収益として補助金収入27,428千円及び投資有価証券償還益22,551千円を計上した一方で、営業外費用として投資事業組合運用損23,568千円及び支払利息10,589千円を計上したことによるものであります。

税金等調整前当期純損失は、255,387千円（前期は税金等調整前当期純利益469,904千円）となりました。これは特別損失として、海外子会社において固定資産を減損処理したことなどによる減損損失59,219千円及び投資有価証券評価損84,727千円を計上したことによるものであります。

親会社株主に帰属する当期純損失は、259,815千円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益334,263千円）となりました。これは主に法人税等を4,360千円計上したことによるものであります。

(3) 財政状態

(資産)

流動資産は、前連結会計年度末に比べ301,682千円減少し、3,684,159千円となりました。主な要因としましては、現金及び預金の減少310,995千円によるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べ273,579千円増加し、1,344,535千円となりました。主な要因としましては、投資有価証券の増加138,615千円及びソフトウェア並びにソフトウェア仮勘定の増加134,699千円によるものであります。

この結果、当連結会計年度末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ28,102千円減少し、5,028,694千円となりました。

(負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べ122,764千円減少し、2,456,104千円となりました。これは主に、短期借入金155,000千円、1年内返済予定の長期借入金が109,502千円増加した一方で、買掛金が324,637千円、未払法人税等が99,861千円減少したことによるものであります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べ368,679千円増加し、639,824千円となりました。主な要因としましては、長期借入金の増加351,804千円であります。

この結果、当連結会計年度末における負債合計は、前連結会計年度末に比べ245,915千円増加し、3,095,929千円となりました。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産は、前連結会計年度末に比べ274,017千円減少し、1,932,764千円となりました。これは主に、当期に設立したピアラベンチャーズ1号投資事業有限責任組合が外部有限責任組合員より出資を受け入れたことを主因として非支配株主持分が83,008千円増加した一方で、利益剰余金の配当及び親会社株主に帰属する当期純損失の計上により利益剰余金が295,387千円減少したことに加え、自己株式を121,146千円取得したことによるものであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 業績等の概要 (3) キャッシュ・フロー」に記載しております。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性につきましては、以下のとおりです。

当社グループは、必要な資金を主に自己資金及び金融機関からの借入で賄っております。当社グループの運転資金需要のうち主なものは、当社グループのサービスを効果的に拡大していくための外注費及び人件費です。投資を目的とした資金需要は、設備投資及び業務提携による関係強化等を目的とした戦略的投資によるものです。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりです。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は275,067千円で、その主なものは自社開発ソフトウェア「RESULTシリーズ」の機能強化やユーザビリティの強化のための投資費用及び経営管理のDX化を加速するためのシステム投資費用であります。また、当連結会計年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社グループはEC支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2021年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都渋谷区)	本社事業所用設備等	62,797	13,898	359,502	436,198	()
FIRE WOOD TOKYO (東京都港区)	レストラン用設備	8,398	5,901	-	14,300	- (-)
大阪営業所 (大阪府大阪市中央区)	大阪営業所	-	179	-	179	()
福岡支社 (福岡県福岡市中央区)	福岡事業所用設備	-	186	-	186	()

(注) 1. 帳簿価額のうち「ソフトウェア」にはソフトウェア仮勘定を含んでおります。

2. 現在休止中の主要な設備はありません。

3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

4. 上記金額には、連結財務諸表上において消去される固定資産の未実現利益金額が含まれております。

5. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、従業員数欄の()外書きは、臨時雇用者数(人材派遣会社からの派遣社員、アルバイト及びパートタイマーを含む。)の年間の平均雇用人員です。

6. 本社、FIRE WOOD TOKYO、大阪営業所及び福岡支社の事務所は賃借しているものであり、それぞれの年間賃借料は173,375千円、7,727千円、4,931千円及び4,933千円、合計190,967千円であります。

(2) 国内子会社

重要性がないため、記載を省略しております。

(3) 在外子会社

重要性がないため、記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
当社	本社 (東京都 渋谷区)	EC支援事 業	自社開発ソ フトウェア	202,302	0	自己資金	2022年 1月	2022年 12月	(注) 2

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

(3) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	25,000,000
計	25,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2021年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2022年3月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	7,117,520	7,117,520	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定の無い当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	7,117,520	7,117,520	-	-

(注) 提出日現在の発行数には、2022年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第5回新株予約権

決議年月日	2015年3月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 74 当社子会社取締役 2 当社子会社従業員 7
新株予約権の数(個)	238 [238] (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 19,040 [19,040] (注1、2、7)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	375 (注3、7)
新株予約権の行使期間	自 2017年4月4日至 2025年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価額 375 (注7) 資本組入額 188 (注4、7)
新株予約権の行使の条件	注5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡禁止
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	注6

当事業年度の末日(2021年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり行使価額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

5. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

新株予約権の行使に係る行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が1200万円を超過することになる行使はできないものとする。ただし、この金額は、租税特別措置法第29条の2第1項第2号に定める金額が改正された場合には、当該改正を含む改正租税特別措置法の施行日に当該改正後の金額に変更されるものとする。

新株予約権者は、権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、新株予約権を行使することができる期間に退任又は退職した取締役又は従業員については、退任又は退職後3か月を経過するまでの間に限り新株予約権を行使することができるものとする。新株予約権者が死亡した場合には、その死亡時において本人が行使しうる株式数を上限として6か月以内（ただし、行使期間の末日までとする。）に限り相続人の行使を認める。ただし、当社取締役会の承認を得ることを条件とする。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権の一部行使はできない。

新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間のうち以下の区分に従い計算された数を上限として、割当てられた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。（ただし、計算の結果生じる1個未満の端数については、これを切り捨てるものとする。）

イ. 割当日後、2年を経過した日以降3年を経過する日の前日までの期間においては、割当された本新株予約権の数に2分の1を乗じた数

ロ. 割当日後、3年を経過した日以降4年を経過する日の前日までの期間においては、割当された本新株予約権の数に4分の3を乗じた数

ハ. 割当日後、4年を経過した日以降8年を経過する日の前日までの期間においては、割当された本新株予約権の数に4分の4を乗じた数

上記、及びにかかわらず新株予約権者は、当社の普通株式が金融商品取引所に上場していない場合は、本新株予約権を行使することが出来ないものとする。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、(注) 2 に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注) 3 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注) 4 に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
(注) 5 に準じて決定する。
 - (9) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 7 . 2018年8月9日付で普通株式1株につき40株の株式分割、2020年2月15日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第7回新株予約権

決議年月日	2017年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 74 当社子会社取締役 2 当社子会社従業員 5
新株予約権の数(個)	441 [441] (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 35,280 [35,280] (注1、2、7)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	375 (注3、7)
新株予約権の行使期間	自 2019年7月1日至 2027年3月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価額 375 (注7) 資本組入額 188 (注4、7)
新株予約権の行使の条件	注5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡禁止
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	注6

当事業年度の末日(2021年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり行使価額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

5. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

新株予約権の行使に係る行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1200万円を超過することになる行使はできないものとする。ただし、この金額は、租税特別措置法第29条の2第1項第2号に定める金額が改正された場合には、当該改正を含む改正租税特別措置法の施行日に当該改正後の金額に変更されるものとする。

新株予約権者は、権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、新株予約権を行使することができる期間に退任又は退職した取締役又は従業員については、退任又は退職後3か月を経過するまでの間に限り新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者が死亡した場合には、その死亡時において本人が行使しうる株式数を上限として6か月以内（ただし、行使期間の末日までとする。）に限り相続人の行使を認める。ただし、当社取締役会の承認を得ることを条件とする。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権の一部行使はできない。

新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間のうち以下の区分に従い計算された数を上限として、割当てられた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。（ただし、計算の結果生じる1個未満の端数については、これを切り捨てるものとする。）

イ．割当日後、2年を経過した日以降3年を経過する日の前日までの期間においては、割当された本新株予約権の数に2分の1を乗じた数

ロ．割当日後、3年を経過した日以降4年を経過する日の前日までの期間においては、割当された本新株予約権の数に4分の3を乗じた数

ハ．割当日後、4年を経過した日以降8年を経過する日の前日までの期間においては、割当された本新株予約権の数に4分の4を乗じた数

上記、及びにかかわらず新株予約権者は、当社の普通株式が金融商品取引所に上場していない場合は、本新株予約権を行使することが出来ないものとする。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

（1）交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

（2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（3）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）2に準じて決定する。

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

（5）新株予約権を行使することができる期間

行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。

（6）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（注）4に準じて決定する。

（7）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

（8）その他新株予約権の行使の条件

（注）5に準じて決定する。

（9）その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 2018年8月9日付で普通株式1株につき40株の株式分割、2020年2月15日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第8回新株予約権

決議年月日	2018年1月9日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 43 当社子会社取締役 1 当社子会社従業員 8
新株予約権の数(個)	309 [309] (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 24,720 [24,720] (注1、2、7)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	375 (注3、7)
新株予約権の行使期間	自 2020年1月11日至 2028年1月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価額 375 (注7) 資本組入額 188 (注4、7)
新株予約権の行使の条件	注5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡禁止
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	注6

当事業年度の末日(2021年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり行使価額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

5. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

新株予約権の行使に係る行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1200万円を超過することになる行使はできないものとする。ただし、この金額は、租税特別措置法第29条の2第1項第2号に定める金額が改正された場合には、当該改正を含む改正租税特別措置法の施行日に当該改正後の金額に変更されるものとする。

新株予約権者は、権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、新株予約権を行使することができる期間に退任又は退職した取締役又は従業員については、退任又は退職後3か月を経過するまでの間に限り新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者が死亡した場合には、その死亡時において本人が行使しうる株式数を上限として6か月以内（ただし、行使期間の末日までとする。）に限り相続人の行使を認める。ただし、当社取締役会の承認を得ることを条件とする。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権の一部行使はできない。

新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間のうち以下の区分に従い計算された数を上限として、割当てられた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。（ただし、計算の結果生じる1個未満の端数については、これを切り捨てるものとする。）

イ．割当日後、2年を経過した日以降3年を経過する日の前日までの期間においては、割当された本新株予約権の数に2分の1を乗じた数

ロ．割当日後、3年を経過した日以降4年を経過する日の前日までの期間においては、割当された本新株予約権の数に4分の3を乗じた数

ハ．割当日後、4年を経過した日以降8年を経過する日の前日までの期間においては、割当された本新株予約権の数に4分の4を乗じた数

上記、及びにかかわらず新株予約権者は、当社の普通株式が金融商品取引所に上場していない場合は、本新株予約権を行使することが出来ないものとする。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- 6．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- （1）交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- （2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- （3）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）2に準じて決定する。

- （4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- （5）新株予約権を行使することができる期間

行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。

- （6）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（注）4に準じて決定する。

- （7）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- （8）その他新株予約権の行使の条件

（注）5に準じて決定する。

- （9）その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

- 7．2018年8月9日付で普通株式1株につき40株の株式分割、2020年2月15日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第9回新株予約権

決議年月日	2018年8月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	受託者 1
新株予約権の数(個)	65,250 [65,250] (注2)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 130,500 [130,500] (注2、7)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	750 (注3、7)
新株予約権の行使期間	自 2021年4月1日至 2028年8月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価額 758 (注7) 資本組入額 379 (注4、7)
新株予約権の行使の条件	注5
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	注6

当事業年度の末日(2021年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき15円で有償発行しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり行使価額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は、下記のとおりです。

(1) 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本新株予約権を行使することができず、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)のみが本新株予約権を行使できることとする。

- (2) 本新株予約権者は、2020年12月期又は2021年12月期のいずれかの事業年度において、営業利益が600万円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。ただし、2019年12月期から2020年12月期において、一度でも営業利益が364百万円を下回った場合、本新株予約権を行使することができない。
- なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。
- (3) (2)にかかわらず、本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。
- (a) 行使価額に90%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。
- (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額に90%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
- (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額に90%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回る価格となったとき。
- (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、DCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額に90%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回ったとき（ただし、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社取締役会が本項への該当を判断するものとする。）。
- (4) 本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社又は当社の子会社・関連会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (5) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (6) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (7) 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
6. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、(注)2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(注)3に準じて決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注)4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
(注)5に準じて決定する。
- (9) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 2020年2月15日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2017年4月17日 (注)1	1,400	37,100	21,000	112,700	21,000	75,300
2017年5月10日 (注)2	666	37,766	9,990	122,690	9,990	85,290
2017年5月31日 (注)3	13,333	51,099	199,995	322,685	199,995	285,285
2017年6月30日 (注)4	1,667	52,766	25,005	347,690	25,005	310,290
2018年8月9日 (注)5	2,057,874	2,110,640	-	347,690	-	310,290
2018年8月20日 (注)6	1,021,200	3,131,840	27,898	375,588	27,898	338,188
2018年12月10日 (注)7	350,000	3,481,840	410,550	786,138	410,550	748,738
2018年12月21日 (注)8	44,000	3,525,840	51,612	837,750	51,612	800,350
2018年12月31日 (注)6	11,520	3,537,360	4,320	842,070	4,320	804,670
2019年1月1日～ 2019年12月31日 (注)6	15,160	3,552,520	5,685	847,755	5,685	810,355
2020年1月1日～ 2020年2月14日 (注)6	840	3,553,360	315	848,070	315	810,670
2020年2月15日 (注)9	3,553,360	7,106,720	-	848,070	-	810,670
2020年2月16日～ 2020年12月31日 (注)6	8,240	7,114,960	1,545	849,615	1,545	812,215
2021年1月1日～ 2021年12月31日 (注)6	2,560	7,117,520	480	850,095	480	812,695

(注)1. 有償第三者割当

発行価格30,000円 資本組入額15,000円

割当先 (株)エアトリ(旧社名 (株)エポラブルアジア) 1,000株
菅下清廣 200株
ブルーストーンキャピタル(株) 100株
蒲俊郎 100株

2. 有償第三者割当

発行価格30,000円 資本組入額15,000円

割当先 (株)オークファン 666株

3. 有償第三者割当

発行価格30,000円 資本組入額15,000円

割当先 B Dash Fund 3号投資事業有限責任組合 10,000株
三菱UFJキャピタル6号投資事業有限責任組合 3,333株

4. 有償第三者割当

発行価格30,000円 資本組入額15,000円

割当先 S B S ホールディングス(株) 1,001株
久富哲也 666株

5. 株式分割(1:40)によるものであります。

6. 新株予約権の行使による増加であります。

7. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 2,550円
引受価額 2,346円
資本組入額 1,173円
払込金総額 821,100千円

8. 有償第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）

割当価格 2,346円
資本組入額 1,173円
割当先 SBI証券株式会社

9. 2020年2月15日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行い、発行済株式総数が3,553,360株増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2021年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	10	32	49	24	13	4,233	4,361	-
所有株式数（単元）	-	3,115	2,845	22,189	656	89	42,232	71,126	4,920
所有株式数の割合（%）	-	4.38	4.00	31.20	0.92	0.13	59.38	100	-

(注)自己株式161,200株は、「個人その他」に1,612単元含まれております。

(6)【大株主の状況】

2021年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
FLYING BIRD株式会社	東京都港区新橋1丁目18-21 第一 日比谷ビル5F	1,849	26.59
飛鳥 貴雄	東京都港区	1,344	19.32
根来 伸吉	東京都武蔵野市	275	3.96
三菱UFJキャピタル6号投資事業 有限責任組合	東京都中央区日本橋2丁目3-4	266	3.83
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	177	2.55
B Dash Fund3号投資事 業有限責任組合	東京都港区赤坂1丁目12-32	160	2.31
三菱UFJモルガン・スタンレー証 券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目9-2	93	1.34
株式会社肥後銀行	熊本県熊本市中央区練兵町1番地	83	1.20
SBSホールディングス株式会社	東京都墨田区太平4丁目1-3	80	1.15
クレディ・スイス証券株式会社	東京都港区六本木1丁目6-1	57	0.82
計	-	4,387	63.07

(注)信託銀行等の信託業務に係る株式数については、当社として網羅的に把握することができないため、株主名簿上の名義で所有株式数を記載しております。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 161,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,951,400	69,514	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株 式であります。単元株式数 は100株であります。
単元未満株式	普通株式 4,920	-	-
発行済株式総数	7,117,520	-	-
総株主の議決権	-	69,514	-

【自己株式等】

2021年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社ピアラ	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号	161,200	-	161,200	2.26
計	-	161,200	-	161,200	2.26

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2021年8月13日)での決議状況 (取得期間 2021年8月16日~2022年2月28日)	250,000	300,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	160,800	121,146,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	89,200	178,854,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	35.7	59.6
当期間における取得自己株式	36,700	20,433,700
提出日現在の未行使割合(%)	21.0	52.8

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	161,200	-	197,900	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2022年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

株主への利益配分につきましては、経営の最重要課題のひとつと位置付けており、今後の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

しかしながら、当社は引き続き成長過程にあるため、M&Aや資本提携、人材への投資や売上成長をもたらす戦略的なマーケティング投資等の成長投資を最優先としております。今後も業績や成長投資等を総合的に勘案しながら安定した配当を実施してまいります。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化及びM&Aや資本提携、今後の事業展開のために必要な優秀な人材の採用の強化を図るための資金として、有効に活用していく方針であります。

なお、期末配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株あたり配当額 (円)
2022年3月29日 定時株主総会決議	34,781	5

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、経営の効率化を図るとともに、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めていくことが長期的に企業価値を向上させるとともに、ステークホルダーの信頼を維持するものと考えております。そのためには、迅速な意思決定や適切な業務執行と共に、経営の健全性と透明性を高める公正な経営システムを構築し、実施・機能させることが極めて重要な経営課題と位置付け、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでいく所存であります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ．企業統治の体制の概要

）会社の機関の基本説明

当社は、取締役会設置会社であり、かつ監査役会設置会社であります。併せて内部監査室により内部監査を実施することで、適正性の確認、不正の防止、経営効率の向上等を図っております。

また、当社は執行役員制度を導入しており、執行役員は取締役会が決定した基本方針に従い、代表取締役社長の指揮命令のもと、業務執行しております。

）当社のコーポレート・ガバナンス体制

a．取締役及び取締役会

当社の取締役会は本書提出日現在、取締役6名で構成され、うち2名が社外取締役であります。取締役会は、効率的かつ迅速な意思決定を行えるよう、定時取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、法令及び定款に則り、経営の意思決定機関及び監督機関として機能しております。

b．監査役及び監査役会

当社の監査役会は本書提出日現在、監査役3名で構成され、全員が社外監査役であり、うち1名が常勤監査役であります。監査役は取締役会その他重要な社内会議に出席し、取締役の職務執行について適宜意見を述べております。監査役は、監査計画に基づき監査を実施し、監査役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。また、内部監査責任者及び会計監査人と定期的に会合を開催することにより、監査に必要な情報の共有化を図っております。

c．経営会議

当社では、常勤取締役、執行役員並びに各部門の部門長の他、必要に応じて代表取締役社長が指名する者が参加する経営会議を設置し、1ヵ月に2回程度開催しております。経営会議は会社業務の円滑な運営を図ることを目的としております。具体的には、各部門から業務執行状況及び事業実績の報告がなされ、事業ドメインと市場機会に沿った投資や資源配分、内部管理体制の充実及び、重要事項の指示・伝達を行うとともに、経営課題の認識の統一を図り、全社的な調整や対策ができる仕組みとなっております。

d．内部監査室

当社は内部監査専任部署として代表取締役社長直轄の内部監査室を設置しております。内部監査室所属の内部監査責任者が、内部監査規程に基づき、全部署並びに全子会社に対して業務執行の妥当性やコンプライアンスの遵守状況等について監査を実施し、代表取締役社長に対して監査結果を報告しております。代表取締役社長は監査結果に基づき、被監査部署に対して改善を指示し、内部監査室を通じて、その改善状況をモニタリングすることにより、監査の実効性を確保しております。

e．会計監査人

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。

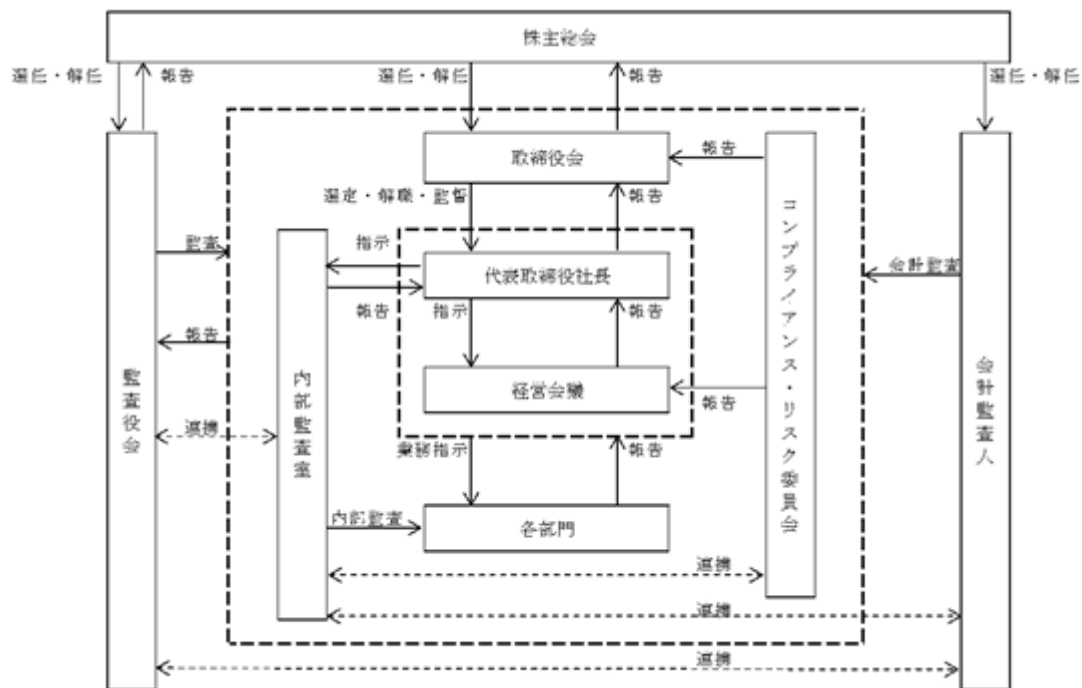
f．コンプライアンス・リスク委員会

当社では、コンプライアンス推進にかかわる課題、対応策を審議、承認するとともに、必要な情報の共有化を踏めることを目的としてコンプライアンス・リスク委員会を設置しております。コンプライアンス・リスク委員会は、代表取締役社長を委員長としており、原則として3ヶ月に一度開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、コンプライアンスに係る取組みの推進、社内研修等の実施のほか、コンプライアンス違反事項の定期報告の実施等を行っております。

機関ごとの構成員は次のとおりであります。(は議長、委員長を表す。役員のみを表示)

役職名	氏名	取締役会	監査役会	経営会議	コンプライアンス・リスク委員会
代表取締役	飛鳥 貴雄				
常務取締役	根来 伸吉	○		○	○
取締役	下川 剛司	○		○	○
取締役	大熊 影伸	○		○	○
社外取締役	大山 俊介	○			
社外取締役	齋藤 利勝	○			
常勤監査役	杉野 剛史	○		○	○
監査役	蒲 俊郎	○	○		
監査役	青山 格雄	○	○		

ロ．当社のコーポレート・ガバナンス体制は、以下の図のとおりであります。



ハ．当該体制を採用する理由

経営戦略を迅速に実行していく必要がある一方で、社会的信用を得るために経営の健全性、透明性、及び客観性の観点から当該企業統治の体制を採用しております。

企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備の状況

当社は、「内部統制システム整備の基本方針」を定め、取締役会、その他重要会議により当社の職務の執行が効率的に行われ、法令及び定款に適合することを確保する体制作りに努めております。その他、役職員の職務遂行に対し、各種社内規程を整備し、役職員の責任の明確化を行うことで規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を確保しております。

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システム整備の基本方針を定めております。

- ）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- a . 当社は、当社及び当社の子会社（以下、当社グループという）の役職員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため「ピアラ行動規範」を制定し、取締役自らがこれを遵守するとともに、代表取締役がその精神を使用人に反復伝達します。
 - b . 当社は、コンプライアンス・リスク委員会、稟議制度、契約書類の法務審査制度、内部監査及び法律顧問による助言等の諸制度を柱とするコンプライアンス体制を構築し、取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保しております。
 - c . コンプライアンス・リスク委員会は、当社グループにおいて万が一不正行為が発生した場合は、その原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえてコンプライアンス責任者は、再発防止策の展開等の活動を推進します。
 - d . 法令違反その他のコンプライアンスに関する社内通報体制として、通報・窓口を設け、「公益通報規程」に基づき適切な運用を行います。
 - e . 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行います。
 - f . 監査役は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行の監査を行います。
 - g . 役職員の法令違反については、「就業規則」等に基づき、処罰の対象とします。
- ）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- a . 取締役の職務の執行に係る取締役会議事録その他重要な会議の議事録、契約書、稟議書等の情報については「情報管理規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティマネジメントシステムを確立します。情報セキュリティに関する具体的施策については、「内部情報管理責任者」が取締役、執行役員、部長等と検討し、当社グループで横断的に推進します。
 - b . 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、文書管理規程、個人情報管理基本規程、インサイダー取引防止に関する規程等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理します。
- ）損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a . 当社は「ピアラ行動規範」を上位概念としながらも、「コンプライアンス・リスク委員会」及び「コンプライアンス規程」「公益通報規程」を設置、制定することで、潜在的リスクの早期発見及び事故・不祥事等に対する迅速かつ適切な措置を講ずる体制の構築を進めております。
 - b . 当社は、リスク管理規程に掲げる基本方針に従いリスクマネジメントの実践を通じ、事業の継続・安定的発展を確保しております。
- ）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a . 取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行っております。
 - b . 取締役会決議により、取締役の担当職務を明確化するとともに、組織規程及び職務権限規程を制定し、取締役・使用人の役割分担、業務分掌、指揮命令関係等を明確化し、取締役の効率的な職務執行を図っております。
 - c . 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に業務を執行することとしております。
 - d . 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会決議により、取締役の担当職務を明確化するとともに、「組織規程」及び「職務権限規程」を制定し、取締役・使用人の役割分担、業務分掌、指揮命令関係等を明確化し、取締役の効率的な職務執行を図っております。
- ）当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a . 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社グループの総合的かつ健全な発展を図り、業務の適正を確保するために、関係会社管理規程及び職務権限規程を制定し、子会社の事業運営に関する重要な事項については当社の承認を必要とすることとしております。
 - b . 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループは関係会社管理規程に基づき、子会社の事業運営を管理し、事業の適正を確保しております。またピアラ行動規範及びコンプライアンス規程に基づき、当社グループが直面する様々なリスクを一元管理し、コンプライアンス・リスク委員会を設置してリスク管理体制を強化しております。
 - c . 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社グループの経営課題に対する共通認識を持ち、グループ企業価値最大化に向けた経営を行うため、子会社に当社取締役を派遣する体制を採っております。
 - d . 子会社の取締役等および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 当社は「ピアラ行動規範」「コンプライアンス規程」「関連会社管理規程」を通じて、子会社の遵法体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導および支援を行っております。
- e. その他の当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 親子間取引における不適切な取引および会計処理を防止するため、監査役会、会計監査人および内部監査部門が連携して監査体制を整備し、企業集団における業務の適正を確保しております。
-) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項
- 監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合は、可及的速やかに適切な使用人を監査役付として配置致します。
-) 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 取締役からの独立性を強化するため、監査役を補助すべき使用人の業績考課、人事異動、賞罰の決定については事前に監査役の同意を得なければならないものとします。
-) 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役職務を補助する使用人は、他部門へ協力体制の確保を依頼できるものとします。また、監査役代理出席を含む必要な会議へ参加できるものとします。その他、必要な情報収集権限を付与します。
-) 監査役への報告に関する体制
- a. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制
- 当社は、取締役会のほか、その他重要会議体への監査役出席を求めるとともに、業績等会社の業務の状況を担当部門により監査役へ定期的に報告します。
- 監査役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行っております。
- 公益通報規程に基づき、内部通報窓口として監査役に相談することを設置しております。
- b. 子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
- 監査役は、子会社の稟議書や財務諸表を閲覧し、必要に応じて子会社の取締役、使用人等に説明を求めることができるものとします。
- 子会社の取締役、使用人等は、会社に著しい影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告するものとします。
- c. 内部監査室が監査役に報告をするための体制
- 監査役は必要に応じて内部監査室に内部監査の状況等の説明を求めることができるものとします。
-) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 公益通報規程において、報告者に不利益が及ばないよう配慮しております。
-) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとします。
-) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 代表取締役は、監査役会と定期的に情報交換を行うものとし、当社グループの経営の状況に関する情報の共有化を図っております。
- b. 監査役より稟議書その他の重要文書の閲覧の要請がある場合は、当該要請に基づき、担当部門が直接対応し、その詳細につき報告を行います。
- c. 内部監査や会計監査人とも三様監査等を通じて情報の共有化を図っております。
- x) 反社会的勢力を排除する管理体制
- 当社は「ピアラ行動規範」において、反社会的勢力との関係を持たないこと、および会社の利益あるいは自己保身のために、反社会的勢力を利用しないことを基本方針としております。
- また、反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体で毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努めております。
- 具体的な対応方法としては、「反社会的勢力対策規程」を制定し、上記基本方針を明示するとともに、排除体制並びに対応方法を定めます。
- 今後も所管警察署並びに関係団体と連絡を密にして情報収集に努め、反社会的勢力の事前排除ができる体制作りを進めていくとともに、社内研修等においてマニュアルで定めた内容等の周知徹底を図り、実効性をもって運用できるよう、社員教育に努めてまいりたいと思っております。
- x) 財務報告の信頼性を確保するための体制

適正な会計に関する記録や報告を行うとともに、財務報告の信頼性を向上させるため、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を遵守し、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性の維持・向上を図っております。

ロ．リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、最高責任者が代表取締役社長、管理本部長がリスク管理責任者としてリスクマネジメントを推進する業務を主管し、各部門と情報共有することでリスクの早期発見と未然防止に努めております。

コンプライアンス・リスク委員会においてリスクマネジメントに関する審議を行い、必要に応じて顧問弁護士、監査法人、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受ける体制を整えております。

また、「リスク管理規程」を整備し、役職員がリスク情報に接した場合は、管理本部内に設置しているリスク管理担当者に報告するとともに、コンプライアンス・リスク委員会より取締役会及び経営会議に報告されるシステムを構築しております。

ハ．子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

子会社の業務の適正を確保するための体制といたしましては、「4コーポレート・ガバナンスの状況等(1)コーポレート・ガバナンスの概要 企業統治に関するその他の事項 イ．内部統制システムの整備の状況」当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」に記載のとおりです。

ニ．取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨を定款で定めております。

ホ．取締役の選任の決議要件

当社の取締役の選任決議について、株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票の方法によらない旨定款に定めております。

ヘ．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の決議によって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

ト．取締役会で決議できる株主総会決議事項

）自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするためであります。

）取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。

）中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行えるようにするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

チ．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は、法令の定める額としております。当責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

リ．役員等を被保険者として締結している役員等賠償責任保険契約の内容と概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

）被保険者の範囲

当社取締役及び監査役

）当該保険契約の内容の概要

- a．被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償いたします。
- b．ただし、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った被保険者の損害等は補償対象外とし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。
- c．保険料は全額当社が負担しております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 9名 女性 -名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	飛鳥 貴雄	1975年5月29日生	1999年4月 トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社入社 2004年3月 有限会社ピアラ(現当社)設立取締役就任 2004年10月 当社代表取締役社長就任(現任) 2012年1月 比亞萊集團有限公司(PIALA HOLDINGS LIMITED) CEO就任 2012年11月 PIATEC(Thailand)Co., Ltd. サイナー就任(現任) 2013年3月 比智(杭州)商貿有限公司董事長就任(現任) 2014年7月 株式会社PIALab.代表取締役就任(現任) 2014年12月 FLYING BIRD株式会社代表取締役就任(現任) 2019年7月 台灣比智商貿股份有限公司董事長就任(現任) 2019年8月 CHANNEL J(THAILAND)Co., Ltd.代表就任(現任) 2019年11月 PG-Trading(Vietnam)Co., Ltd.会長就任(現任) 2020年11月 株式会社ピアラベンチャーズ取締役就任(現任) 2021年8月 株式会社コナйтеッドウィル社外取締役就任(現任) 2021年11月 E-Medical株式会社社外取締役就任(現任)	(注)3	3,193,600 (注)6
常務取締役	根来 伸吉	1978年9月17日生	2002年4月 株式会社トゥーマックス入社 2004年4月 有限会社ピアラ(現当社)入社 2008年2月 当社取締役就任 2010年2月 当社常務取締役就任(現任) 2012年1月 比亞萊集團有限公司(PIALA HOLDINGS LIMITED) DIRECTOR就任 2012年11月 PIATEC(Thailand)Co., Ltd. サイナー就任 2013年3月 比智(杭州)商貿有限公司董事就任 2019年7月 台灣比智商貿股份有限公司董事就任(現任)	(注)3	275,200
取締役 管理本部長	下川 剛司	1970年1月2日生	1998年6月 朝日アーサーアンダーセン株式会社(現KPMGコンサルティング株式会社)入社 2002年8月 日亜化学工業株式会社入社 2007年10月 株式会社ハドソン入社 2008年4月 Hudson Entertainment副社長就任 2012年6月 株式会社gloops入社 gloops international CFO就任 2013年9月 CROOZ株式会社入社 2016年10月 Williamson Dickies Japan合同会社入社 2017年7月 Williamson Dickies Japan合同会社管理本部部長就任 2018年10月 当社入社執行役員管理本部経理部長就任 2019年3月 当社取締役管理本部長就任(現任) 2019年7月 台灣比智商貿股份有限公司監査役就任(現任) 2019年11月 PG-Trading(Vietnam)Co., Ltd. 監査役就任(現任) 2020年11月 株式会社ピアラベンチャーズ取締役就任(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 コンサルティング本部長	大熊 影伸	1978年10月7日生	1997年4月 ス페인レストラン シェフ・ デ・ブッチョ入社 1999年5月 株式会社クリーン・モア入社 2004年4月 有限会社クリーンモア埼玉代表取 締役社長就任 2009年4月 株式会社イーシーエム入社 2011年5月 当社入社 2013年1月 当社メディアアカウント事業部部 長就任 2015年1月 当社執行役員メディアアカウント 事業部長就任 2017年1月 当社執行役員コンサルティング本 部長就任 2020年3月 当社取締役コンサルティング本部 長就任(現任)	(注)3	60
取締役	大山 俊介	1950年5月6日生	1975年4月 新日本製鐵株式会社(現日本製鐵 株式会社)入社 2000年7月 日本移動通信株式会社(現KDDI株 式会社)理事経営企画部長就任 2001年6月 KDDI株式会社理事au事業企画部長 就任 2003年4月 同社執行役員購買本部長就任 2005年4月 KDDIテレマーケティング株式会社 (現株式会社KDDIエボルバ)代表取 締役副社長就任 2006年4月 KDDI株式会社執行役員渉外・広報 本部長就任 2007年6月 同社執行役員経営企画室長就任 2009年1月 同社執行役員経営企画室長兼海外 戦略部長就任 2010年3月 株式会社ジュピターテレコム取締 役就任 2010年4月 KDDI株式会社執行役員経営戦略本 部長兼海外戦略部長就任 2010年7月 同社執行役員経営戦略本部長就任 2010年10月 同社執行役員経営戦略本部長兼 CATV事業推進本部長就任 2011年3月 株式会社ジュピターテレコム代表 取締役副社長事業戦略部門分掌就 任 2011年7月 同社代表取締役副社長事業戦略部 門分掌兼事業戦略部門長就任 2012年4月 同社代表取締役副社長事業戦略部 門長就任 2013年3月 同社常勤監査役就任 2018年7月 当社社外取締役就任(現任)	(注)3	1,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	齋藤 利勝	1968年6月10日生	1991年4月 株式会社リクルート入社 1994年12月 株式会社ソニー・ピクチャーズエンタテインメント入社 1997年4月 株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント出向 2000年4月 株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント出向 2009年4月 株式会社ソニー・ピクチャーズエンタテインメントトレードマーケティング部ディレクター就任 2010年4月 株式会社ソニー・ピクチャーズエンタテインメント営業統括ディレクター就任 2012年1月 楽天株式会社(現楽天グループ株式会社)顧問就任 2016年9月 一般社団法人プロフェッショナル顧問協会代表理事就任(現任) 2017年2月 株式会社STeam設立代表取締役(現任) 2020年3月 当社社外取締役就任(現任)	(注)3	-
常勤監査役	杉野 剛史	1976年7月1日生	2001年4月 野村證券株式会社入社 2006年12月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 2010年7月 株式会社MIDストラクチャーズ入社 2010年12月 公認会計士登録 2013年4月 公益財団法人ジュニアゴルファー育成財団監事就任(現任) 2014年5月 当社社外監査役就任 2015年4月 当社常勤社外監査役就任(現任) 2016年7月 公認会計士杉野事務所開設所長就任(現任) 2020年11月 株式会社ピアラベンチャーズ監査役就任(現任)	(注)4	9,600

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	蒲 俊郎	1960年9月10日生	1993年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 城山タワー法律事務所設立代表弁護士就任(現任) 2005年4月 桐蔭横浜大学大学院法務研究科教授就任 2006年3月 ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社社外監査役就任(現任) 2007年8月 株式会社ケイブ社外監査役就任 2010年4月 桐蔭横浜大学大学院法務研究科長就任 2013年6月 株式会社ティーガイア社外監査役就任(現任) 2014年6月 学校法人桐蔭学園理事就任 2015年3月 当社社外監査役就任(現任) 2015年6月 一般財団法人東京都営交通協力会理事就任(現任) 2017年4月 株式会社J.Score社外監査役就任(現任) 2019年8月 株式会社ケイブ社外取締役(監査等委員)就任 2021年4月 桐蔭法務研究支援センター長就任(現任) 2021年4月 桐蔭横浜大学・法学研究科客員教授就任(現任)	(注)4	8,000
監査役	青山 格雄	1979年7月28日生	2006年12月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 2011年10月 株式会社MAACS設立代表取締役就任(現任) 2011年10月 税理士法人落合青山会計事務所入所 2014年9月 公認会計士登録 2014年11月 税理士登録 2014年11月 青山会計事務所開設代表公認会計士・代表税理士就任(現任) 2015年3月 当社社外監査役就任(現任) 2019年6月 株式会社キット社外取締役(監査等委員)就任	(注)4	-
計					3,487,460

- (注) 1. 取締役大山俊介及び齋藤利勝は、社外取締役であります。
2. 監査役杉野剛史、蒲俊郎及び青山格雄は、社外監査役であります。
3. 2022年3月29日開催の定時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。
4. 2022年3月29日開催の定時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。
5. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は3名で、ソリューション本部担当 二見 龍一、クリエイティブ本部担当 沼尾 淳一、トレーニング本部担当 小野 真で構成されております。
6. 代表取締役飛鳥貴雄の所有株式数は、同氏の資産管理会社であるFLYING BIRD株式会社が所有する株式数を含んでおります。
7. 取締役及び監査役に期待する分野(スキルマトリックス)は次のとおりであります。

氏名	地位	企業経営	営業・マーケティング	テクノロジー・DX	グローバルビジネス	法務・リスクマネジメント	財務会計・M&A	コーポレート・ガバナンス	SDGs・ESG
飛鳥 貴雄	代表取締役社長	○	○	○	○	○		○	
根来 伸吉	常務取締役	○	○			○			
下川 剛司	取締役	○			○		○	○	
大熊 影伸	取締役	○	○	○					
大山 俊介	取締役	○	○		○			○	
齋藤 利勝	取締役		○	○				○	
杉野 剛史	常勤監査役						○	○	○
蒲 俊郎	監査役					○		○	
青山 格雄	監査役						○	○	

社外役員の状況

本書提出日現在、当社は社外取締役2名、社外監査役3名をそれぞれ選任しております。

当社では、社外の視点を踏まえた実効的なコーポレート・ガバナンスの構築を目的に、社外取締役及び社外監査役について、専門家としての豊富な経験、金融・会計・法律に関する高い見識等に基づき、客観性、中立性ある助言及び取締役の職務執行の監督を期待しており、当目的にかなう専門的知識と経験を有していること、また会社との関係、代表取締役社長その他の取締役及び主要な使用人との関係等を勘案して独立性に問題がないことを社外取締役及び社外監査役の選考基準としております。

社外取締役大山俊介は、上場企業における経営に関わる幅広い経験、事業拡大フェーズにおける経営ノウハウ、組織のマネジメント、海外戦略など、今後の成長戦略においての経営全般の助言・提言を期待して選任しております。

社外取締役齋藤利勝は、事業の最前線で活躍された経験に基づく優れた経営判断能力と事業運営に関する豊富な知見を有していることから、独立、公正な立場からの確かな提言、助言をいただき、当社の取締役会の適切な意思決定及びコーポレート・ガバナンスの実現に貢献いただけると判断したため選任しております。

社外監査役杉野剛史は、公認会計士資格を有しており、当社の業務執行体制について会計面から適切な監査を期待しており、独立、公正な立場からの確かな提言、助言をいただき、当社の取締役会の適切な意思決定及びコーポレート・ガバナンスの実現に貢献いただけると判断したため選任しております。なお社外監査役杉野剛史は、常勤監査役であります。

社外監査役蒲俊郎は、弁護士資格を有しており、当社の業務執行体制について法律面から適切な監査を期待しており、独立、公正な立場からの確かな提言、助言をいただき、当社の取締役会の適切な意思決定及びコーポレート・ガバナンスの実現に貢献いただけると判断したため選任しております。

社外監査役青山格雄は、公認会計士資格を有しており、当社の業務執行体制について会計面から適切な監査を期待しており、独立、公正な立場からの確かな提言、助言をいただき、当社の取締役会の適切な意思決定及びコーポレート・ガバナンスの実現に貢献いただけると判断したため選任しております。

また社外取締役大山俊介は当社株式を1,000株、社外監査役杉野剛史は当社株式を9,600株、社外監査役蒲俊郎は当社株式を8,000株、それぞれ有しております。それら以外に当社と社外取締役、社外監査役との間に人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外役員と内部監査、監査役監査及び会計監査につきましては、主に三様監査におきましてスケジュールや監査項目の確認、手続きの確認、結果等の情報を共有するとともに確認、意見交換を行っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社の監査役会は、監査役3名（うち、社外監査役3名）で構成されており、毎期策定される監査計画に基づき、取締役の職務遂行が法令、定款に基づき行われているかの監査を実施しております。また、内部監査室及び会計監査人と定期的な意見交換等を実施し、連携を強化することで、監査品質の向上及び監査の効率化に勤めております。

なお、常勤監査役杉野剛史及び監査役青山格雄は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するとともに、監査役蒲俊郎は、弁護士資格を有しており、法務事項に関する専門的な知見を有しております。

当事業年度において当社は監査役会を12回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
杉野 剛史	12	12
蒲 俊郎	12	12
青山 格雄	12	12

監査役会においては、監査方針や監査計画策定、監査報告書の作成、会計監査人の評価と再任同意、会計監査人の報酬に関する同意等に関して審議いたしました。

また、常勤監査役の活動として、重要な会議への出席、議事録や決裁書類の閲覧、各部門の執行役員等との定期的な会合等を実施することにより、コンプライアンスを中心とした会社の状況を把握いたしました。

内部監査の状況

当社は代表取締役社長が内部監査室長として任命した当社の業務及び制度に精通した従業員1名がすべての部署から独立して担当しており、内部監査に関する基本事項を内部監査規程に定め、監査役及び会計監査人と連携し、内部統制の状況等について意見交換を行いながら内部監査を実施しております。

内部監査は、年間の内部監査計画に則り、全部門に対して監査を行い、監査結果については代表取締役社長に都度報告する体制となっております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

6年間

c. 業務を執行した公認会計士

業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成は、以下のとおりであります。なお、全員が監査継続年数が7年以内のため、年数の記載を省略しております。

指定有限責任社員・業務執行社員 中井 修
指定有限責任社員・業務執行社員 野田 哲章
指定有限責任社員・業務執行社員 坂井 知倫

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士10名、その他3名であり、同監査法人又は同監査法人の業務執行社員と当社との間に特別な利害関係はありません。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、監査法人の業務執行体制・品質管理体制、監査業務執行の妥当性及び監査報酬の水準等を総合的に勘案し、選定を行っております。なお、有限責任 あずさ監査法人の選定理由といたしましては、専門性、独立性、品質管理体制、当社の事業活動に対する理解に基づき監査する体制を有していることなどを総合的に判断し選定したものであります。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、上記の指針に基づいて、毎期、会計監査人の評価を行っております。監査役会は、会計監査人との定期的な意見交換や確認事項の聴取、監査実施状況の報告等を通じて、監査法人の品質管理体制、監査チームの独立性と専門性の有無、監査の有効性と適切性、グループ監査への対応状況等について確認・評価を行っており、その結果、問題はないものと認識しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	24,500	-	26,500	-
連結子会社	-	-	2,000	-
計	24,500	-	28,500	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社グループの監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針といたしましては、監査公認会計士等より監査計画に基づいた監査報酬の見積りの提示を受け、過去の監査実績や当社グループの業務規模、監査に要する業務量等を勘案し監査役会の同意を得て、取締役会で決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社グループの監査公認会計士等に対する報酬の金額は、監査証明業務に係る人員数、監査日数等を勘案し、監査役会の同意を得たうえで、決定する方針としております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を次のとおり決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

イ 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責及び当社への貢献度等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬としております。

なお、現在においては、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、自社株を活用した報酬制度は導入していませんが、今後は持続的な成長に向けた健全なインセンティブのひとつとして、業績連動型の報酬、また自社株を活用した報酬制度の検討を慎重に行ってまいります。

ロ 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定金銭報酬とし、職位、職務執行に対する評価、他社水準、会社業績等を総合的に勘案して決定するものとしております。また、監査役については監査役の協議により決定しております。

ハ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長飛鳥貴雄がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は各取締役の基本報酬の額の決定としております。決定権限を委任した理由は、当社を取り巻く環境、当社の経営状況等を最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。

二 役員報酬限度額

役員の報酬限度額については、次のとおりとしております。

）取締役に対する報酬限度額

取締役に対する報酬等の額は、2014年2月17日開催の第10回定時株主総会の決議により120,000千円（使用人兼務役員の使用人給与は含まれておりません。）となっております。

）監査役に対する報酬限度額

監査役の報酬限度額は、2015年3月27日開催の第11回定時株主総会の決議により30,000千円となっております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

(2021年12月期)

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	71,155	71,155	-	-	-	4
社外取締役	9,600	9,600	-	-	-	2
社外監査役	17,400	17,400	-	-	-	3

提出会社の役員ごとの報酬等の総額

役員報酬の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的に従って、保有する投資株式を「純投資目的である投資株式」と「純投資目的以外の目的である投資株式」に区分しております。

「純投資目的である投資株式」とは、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資株式を指しております。

「純投資目的以外の目的である投資株式」とは、政策投資や業務戦略等の事業上のシナジーの発現を目的とする投資株式を指しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社では、事業の推進・拡大等、事業上のメリットの享受が図れると判断した企業の株式を保有する方針としております。

投資にあたっては、投資先ごとに、財務力、成長力、サービスや商品の将来性について、ビジネス・財務・法務デューデリジェンスを実施しております。投資の最終的な意思決定については、取締役会にて、デューデリジェンス結果等を総合的に勘案して決定をしております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	8	269,132
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	1	132,451
非上場株式以外の株式	-	-

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

該当事項はありません。

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2021年1月1日から2021年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2021年1月1日から2021年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することが出来る体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、また、監査法人等が主催する研修への参加及び財務・会計の専門書の購読により専門情報を積極的に収集することに努めております。

1【連結財務諸表等】
(1)【連結財務諸表】
【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,266,836	1,955,840
受取手形及び売掛金	1,553,479	1,385,214
商品	51,200	972
前渡金	33,717	41,506
その他	83,523	302,192
貸倒引当金	2,916	1,566
流動資産合計	3,985,841	3,684,159
固定資産		
有形固定資産		
建物	106,743	129,998
減価償却累計額及び減損損失累計額	16,146	29,501
建物(純額)	90,597	100,497
工具、器具及び備品	67,507	53,406
減価償却累計額及び減損損失累計額	21,661	30,930
工具、器具及び備品(純額)	45,845	22,476
その他	-	4,050
減価償却累計額及び減損損失累計額	-	472
その他(純額)	-	3,577
有形固定資産合計	136,443	126,550
無形固定資産		
のれん	-	12,257
ソフトウェア	100,008	223,160
ソフトウェア仮勘定	109,300	120,848
その他	48	48
無形固定資産合計	209,356	356,313
投資その他の資産		
投資有価証券	444,612	583,227
敷金	153,019	160,953
差入保証金	63,550	66,214
繰延税金資産	63,266	50,626
その他	706	647
投資その他の資産合計	725,155	861,670
固定資産合計	1,070,955	1,344,535
資産合計	5,056,796	5,028,694

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,248,450	923,813
短期借入金	665,000	820,000
1年内返済予定の長期借入金	204,264	313,766
未払金	139,708	112,056
未払法人税等	114,309	14,447
賞与引当金	61,848	45,205
その他	145,288	226,815
流動負債合計	2,578,869	2,456,104
固定負債		
長期借入金	268,145	619,949
その他	3,000	19,875
固定負債合計	271,145	639,824
負債合計	2,850,014	3,095,929
純資産の部		
株主資本		
資本金	849,615	850,095
資本剰余金	812,215	812,695
利益剰余金	539,286	243,898
自己株式	619	121,765
株主資本合計	2,200,497	1,784,923
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,595	55,964
為替換算調整勘定	6,739	7,790
その他の包括利益累計額合計	5,143	63,754
新株予約権	1,042	978
非支配株主持分	98	83,107
純資産合計	2,206,782	1,932,764
負債純資産合計	5,056,796	5,028,694

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
売上高	14,585,626	12,656,671
売上原価	1 12,128,313	1 10,698,228
売上総利益	2,457,312	1,958,443
販売費及び一般管理費	2, 3 1,953,676	2 2,094,495
営業利益又は営業損失()	503,636	136,052
営業外収益		
受取利息	89	159
為替差益	-	10,184
補助金収入	10,930	27,428
投資有価証券償還益	-	22,551
その他	1,290	1,835
営業外収益合計	12,310	62,158
営業外費用		
支払利息	9,042	10,589
為替差損	6,398	-
債権売却損	2,341	1,348
投資事業組合運用損	-	23,568
市場変更費用	22,538	-
その他	5,728	2,103
営業外費用合計	46,048	37,610
経常利益又は経常損失()	469,897	111,504
特別利益		
新株予約権戻入益	7	63
特別利益合計	7	63
特別損失		
減損損失	-	4 59,219
投資有価証券評価損	-	84,727
特別損失合計	-	143,946
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	469,904	255,387
法人税、住民税及び事業税	145,707	7,003
法人税等調整額	9,791	2,642
法人税等合計	135,915	4,360
当期純利益又は当期純損失()	333,988	259,748
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に帰属する当期純損失()	274	66
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	334,263	259,815

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
当期純利益又は当期純損失()	333,988	259,748
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,823	84,503
為替換算調整勘定	3,042	1,053
その他の包括利益合計	219	85,556
包括利益	334,207	174,192
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	334,535	201,203
非支配株主に係る包括利益	327	27,011

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	847,755	810,355	205,023	425	1,862,708
当期変動額					
新株の発行	1,860	1,860			3,720
剰余金の配当					-
親会社株主に帰属する当期純利益			334,263		334,263
自己株式の取得				194	194
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	1,860	1,860	334,263	194	337,789
当期末残高	849,615	812,215	539,286	619	2,200,497

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,228	3,643	4,871	1,050	426	1,869,055
当期変動額						
新株の発行						3,720
剰余金の配当						-
親会社株主に帰属する当期純利益						334,263
自己株式の取得						194
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,823	3,096	272	7	327	62
当期変動額合計	2,823	3,096	272	7	327	337,726
当期末残高	1,595	6,739	5,143	1,042	98	2,206,782

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	849,615	812,215	539,286	619	2,200,497
当期変動額					
新株の発行	480	480			960
剰余金の配当			35,572		35,572
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			259,815		259,815
自己株式の取得				121,146	121,146
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	480	480	295,387	121,146	415,573
当期末残高	850,095	812,695	243,898	121,765	1,784,923

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,595	6,739	5,143	1,042	98	2,206,782
当期変動額						
新株の発行						960
剰余金の配当						35,572
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）						259,815
自己株式の取得						121,146
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	57,560	1,051	58,611	63	83,008	141,556
当期変動額合計	57,560	1,051	58,611	63	83,008	274,017
当期末残高	55,964	7,790	63,754	978	83,107	1,932,764

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	469,904	255,387
減価償却費	83,599	115,222
減損損失	-	59,219
のれん償却額	-	1,618
貸倒引当金の増減額(は減少)	3,227	1,349
賞与引当金の増減額(は減少)	314	16,642
受取利息	89	159
支払利息	9,042	10,589
補助金収入	10,930	27,428
投資有価証券評価損益(は益)	-	84,727
投資有価証券償還損益(は益)	-	22,551
売上債権の増減額(は増加)	208,904	168,265
たな卸資産の増減額(は増加)	51,200	47,584
前渡金の増減額(は増加)	1,577	7,789
仕入債務の増減額(は減少)	132,975	324,637
未払金の増減額(は減少)	51,420	35,223
未払消費税等の増減額(は減少)	18,482	53,280
その他	848	87,749
小計	874,029	344,972
利息の受取額	89	159
利息の支払額	8,354	9,726
補助金の受取額	10,930	27,428
和解金の支払額	3,197	-
法人税等の支払額	95,212	103,094
営業活動によるキャッシュ・フロー	778,284	430,205
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	51,454	47,656
無形固定資産の取得による支出	152,864	227,411
投資有価証券の取得による支出	192,319	226,324
投資有価証券の売却及び償還による収入	-	132,451
事業譲受による支出	-	20,000
敷金の差入による支出	441	11,131
差入保証金の差入による支出	3,216	2,799
その他	1,671	6,292
投資活動によるキャッシュ・フロー	398,626	396,579
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	34,999	155,000
長期借入れによる収入	400,000	720,000
長期借入金の返済による支出	165,964	258,694
非支配株主からの払込みによる収入	-	56,000
配当金の支払額	-	35,572
自己株式の取得による支出	194	121,412
その他	1,909	261
財務活動によるキャッシュ・フロー	270,751	515,059
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,957	730
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	653,366	310,995
現金及び現金同等物の期首残高	1,613,469	2,266,836
現金及び現金同等物の期末残高	2,266,836	1,955,840

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 8社

連結子会社の名称

株式会社PIALab.

PIATEC(Thailand) Co., Ltd.

比智(杭州)商貿有限公司

台灣比智商貿股份有限公司

CHANNEL J (THAILAND) Co., Ltd.

PG-Trading (Vietnam) Co., Ltd.

株式会社ピアラベンチャーズ

ピアラベンチャーズ1号投資事業有限責任組合

上記のうち、ピアラベンチャーズ1号投資事業有限責任組合については、当連結会計年度において新たに組成したため、連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社

第9回新株予約権信託

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

イ 持分法を適用していない非連結子会社

第9回新株予約権信託

ロ 持分法を適用していない関連会社

E-Medical株式会社

(持分法を適用していない理由)

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ たな卸資産

商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によって
おります。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物
附属設備については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	5～15年
工具、器具及び備品	4～8年

ロ 無形固定資産（のれんを除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づいており
ます。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権
等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

当社及び連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年
度負担額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理し
ております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し収益
及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて
計上しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却期間については、その効果の発現する期間を個別に見積り、合理的な年数で均等償却して
おります。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりス
クしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

イ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ロ 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(重要な会計上の見積り)

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
繰延税金資産(繰延税金負債との相殺前の金額)	74,197
うち、当社における繰延税金資産残高	74,197

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の繰延税金資産は、将来減算一時差異の解消スケジュール、収益力に基づく将来の課税所得の十分性及びタックス・プランニング等に基づいて、税務上の繰越欠損金の課税所得との相殺により回収可能性を判断し、将来の税金負担額を軽減することが認められる範囲内で計上しております。

収益力に基づく将来の課税所得の十分性の判断にあたっては、事業計画等を基礎として行っており、当該事業計画に含まれる将来の売上高の予測や費用の見込みにあたっては、KPI保証サービス及び通販DXサービスにおける新規受注の見込みを考慮した売上高の増加に加え、KPI保証サービスにおけるKPIの達成による利益率の改善に係る仮定が含まれております。

当該見積りは、将来の不確実な経済状況の変動などにより影響を受ける可能性があり、KPI保証サービス及び通販DXサービスにおける新規受注の見込みを考慮した売上高の増加に加え、KPI保証サービスにおけるKPIの達成による利益率の改善に係る仮定に変化が生じ、課税所得の発生時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)

- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンスを定めております（IASBにおいてはIFRS第13号、FASBにおいてはTopic820）。これらの国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるために、企業会計基準委員会において、時価の算定に関する会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものであります。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされております。ただし、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外費用」の「株式交付費」は独立掲記しておりましたが、当連結会計年度より金額的重要性が乏しくなったため、前連結会計年度の財務諸表の組替を行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「株式交付費」に表示していた1,802千円は、「営業外費用」の「その他」として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「株式交付費」は独立掲記しておりましたが、当連結会計年度より金額的重要性が乏しくなったため、前連結会計年度の財務諸表の組替を行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「株式交付費」に表示していた1,802千円は、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」として組み替えております。

前連結会計年度において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「自己株式の取得による支出」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度においては独立掲記することとし、「株式の発行による収入」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた194千円は、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「自己株式の取得による支出」として組み替えております。また、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「株式の発行による収入」に表示していた1,917千円は、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」として組み替えております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(連結貸借対照表関係)

非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
投資有価証券(株式)	- 千円	30,000千円

(連結損益計算書関係)

1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
	14,811千円	38,768千円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
給料及び手当	722,510千円	789,003千円
地代家賃	216,741	236,698
賞与引当金繰入額	59,278	41,554
貸倒引当金繰入額	3,227	1,349

3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
	1,200千円	- 千円

4 減損損失

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

場所	主な用途	種類	減損損失(千円)
CHANNEL J (THAILAND) Co., Ltd. (タイ国バンコク)	事業用資産	建物	19,297
		工具、器具及び備品	23,707
本社 (東京都渋谷区)	事業用資産	ソフトウェア	10,751
台湾比智商貿股份有限公司 (台湾台北市)	事業用資産	建物	5,462
計			59,219

当社グループは原則として事業用資産については、管理会計上の区分等をもとに、事業のサービス別に資産のグルーピングを行っております。ただし、資産の処分や事業の廃止に関する意思決定を行った資産及び将来の使用が見込まれない遊休資産については、個別資産ごとにグルーピングを行っております。

CHANNEL J (THAILAND) Co., Ltd.の事業用資産については、収益性が低下し投資額の回収が見込めなかったことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、CHANNEL J (THAILAND) Co., Ltd.の事業用資産の回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込めないことから使用価値を零として評価しております。

本社の事業用資産については、システム投資計画の変更によって今後の利用が見込めなくなったことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、本社の事業用資産の回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込めないことから使用価値を零として評価しております。

台湾比智商貿股份有限公司の事業用資産については、収益性が低下し投資額の回収が見込めなかったことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、台湾比智商貿股份有限公司の事業用資産の回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込めないことから使用価値を零として評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	4,070	134,732
組替調整額	-	24,661
税効果調整前	4,070	110,070
税効果額	1,246	25,567
その他有価証券評価差額金	2,823	84,503
為替換算調整勘定：		
当期発生額	3,042	1,053
その他の包括利益合計	219	85,556

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1. 2.	3,552,520	3,562,440	-	7,114,960
合計	3,552,520	3,562,440	-	7,114,960
自己株式				
普通株式 (注) 1. 3.	139	261	-	400
合計	139	261	-	400

(注) 1. 当社は、2020年2月15日付で普通株式1株につき、2株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加は、株式分割に伴う増加3,553,360株および新株予約権の行使による新株の発行9,080株(株式分割前840株、株式分割後8,240株)であります。

3. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、株式分割に伴う増加184株および単元未満株式の買取による増加77株(株式分割前45株、株式分割後32株)であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社 (親会社)	2015年4月 ストック・オプションとしての第5回新株予約権	-	-	-	-	-	-
	2017年6月 ストック・オプションとしての第7回新株予約権	-	-	-	-	-	-
	2018年1月 ストック・オプションとしての第8回新株予約権	-	-	-	-	-	-
	2018年8月 ストック・オプションとしての第9回新株予約権 (注)	-	-	-	-	-	1,042
合計		-	-	-	-	1,042	

(注) 第9回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年3月26日 定時株主総会	普通株式	35,572	利益剰余金	5.00	2020年12月31日	2021年3月29日

(注) 配当金の内訳 普通配当 3円00銭 記念配当 2円00銭 (東京証券取引所市場第一部市場変更記念)

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1.	7,114,960	2,560	-	7,117,520
合計	7,114,960	2,560	-	7,117,520
自己株式				
普通株式（注）2.	400	160,800	-	161,200
合計	400	160,800	-	161,200

（注）1. 普通株式の発行済株式総数の増加は、新株予約権の行使による新株の発行2,560株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、2021年8月13日の取締役会決議による自己株式の取得による増加160,800株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社 （親会社）	2015年4月 ストック・オプションとしての第5回新株予約権	-	-	-	-	-	-
	2017年6月 ストック・オプションとしての第7回新株予約権	-	-	-	-	-	-
	2018年1月 ストック・オプションとしての第8回新株予約権	-	-	-	-	-	-
	2018年8月 ストック・オプションとしての第9回新株予約権 （注）	-	-	-	-	-	978
合計			-	-	-	-	978

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年3月26日 定時株主総会	普通株式	35,572	利益剰余金	5.00	2020年12月31日	2021年3月29日

(注) 配当金の内訳 普通配当 3円00銭 記念配当 2円00銭 (東京証券取引所市場第一部市場変更記念)

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年3月29日 定時株主総会	普通株式	34,781	利益剰余金	5.00	2021年12月31日	2022年3月30日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
現金及び預金勘定	2,266,836千円	1,955,840千円
現金及び現金同等物	2,266,836	1,955,840

(リース取引関係)

(借主側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
1年内	38,292	-
1年超	-	-
合計	38,292	-

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的かつ安全な預金等に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。受取手形及び売掛金については、与信管理規程に従い、管理本部が債権回収状況を定期的にもモニタリングし、債権ごとに期日及び残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式並びにファンドへの出資であり、株式の発行体及びファンドの保有する出資先の経営状況並びに財務状況の変化に伴い出資元本を割り込むリスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。投資有価証券のうち株式については、定期的に株価や取引先企業の財務状況、市場金利の動向を把握しております。また、ファンドへの出資については、定期的にファンドの決算書等により財務状況等を把握しております。

敷金は、差入先の信用リスクに晒されております。敷金については、賃貸借契約締結に際し差入先の信用状況を把握しております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は1年内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり資金調達に係る流動性リスクに晒されております。借入金については、資金計画及び実績状況を毎月、取締役会に報告を行い、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前連結会計年度（2020年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2,266,836	2,266,836	-
(2) 受取手形及び売掛金	1,553,479		
貸倒引当金(*1)	1,129		
	1,552,349	1,552,349	-
資産計	3,819,186	3,819,186	-
(1) 買掛金	1,248,450	1,248,450	-
(2) 短期借入金	665,000	665,000	-
(3) 未払金	139,708	139,708	-
(4) 未払法人税等	114,309	114,309	-
(5) 長期借入金(*2)	472,409	471,929	479
負債計	2,639,877	2,639,397	479

(*1) 受取手形及び売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金については、長期借入金に含めております。

当連結会計年度（2021年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,955,840	1,955,840	-
(2) 受取手形及び売掛金	1,385,214	1,385,214	-
(3) 投資有価証券	132,600	132,600	-
資産計	3,473,654	3,473,654	-
(1) 買掛金	923,813	923,813	-
(2) 短期借入金	820,000	820,000	-
(3) 未払金	112,056	112,056	-
(4) 未払法人税等	14,447	14,447	-
(5) 長期借入金(*1)	933,715	928,708	5,006
負債計	2,804,032	2,799,025	5,006

(*1) 1年内返済予定の長期借入金については、長期借入金に含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価は、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
非上場株式(*1)	181,581千円	278,350千円
ファンドへの出資(*1)	263,031	172,277
敷金(*2)	153,019	160,953
差入保証金(*2)	63,550	66,214

(*1) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(*2) これらについては、市場価格がなく、回収時期を予測することが困難であり、将来キャッシュ・フローを見積もることができないため、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2020年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,266,836	-	-	-
受取手形及び売掛金	1,553,479	-	-	-
合計	3,820,315	-	-	-

当連結会計年度(2021年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,955,840	-	-	-
受取手形及び売掛金	1,385,214	-	-	-
合計	3,341,054	-	-	-

4. 短期借入金、長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2020年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	665,000	-	-	-	-	-
長期借入金	204,264	137,115	71,016	39,996	20,018	-
合計	869,264	137,115	71,016	39,996	20,018	-

当連結会計年度(2021年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	820,000	-	-	-	-	-
長期借入金	313,766	267,374	197,184	104,006	51,385	-
合計	1,133,766	267,374	197,184	104,006	51,385	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2020年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2021年12月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	132,600	24,829	107,770
	(3) その他	-	-	-
	小計	132,600	24,829	107,770
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		132,600	24,829	107,770

(注) 表中には、その他有価証券で時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) その他	132,451	22,551	-
合計	132,451	22,551	-

(注) 表中の「売却額」には、「償還額」を含んでおります。

3. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、有価証券について84,727千円(その他有価証券で時価を把握することが極めて困難と認められる株式84,727千円)減損処理を行っております。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる株式の減損処理にあたっては、実質価額が取得原価に比べ50%以上下落したものについて、回復する見込みがあると認められる場合を除き、減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

当社グループは、退職給付制度を有していないため該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションに係る当初資産計上額及び科目名

該当事項はありません。

3. 失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
新株予約権戻入益	7千円	63千円

4. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度(2021年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第5回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 74名 当社子会社取締役 2名 当社子会社従業員 7名	当社従業員 74名 当社子会社取締役 2名 当社子会社従業員 5名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 104,000株	普通株式 80,000株
付与日	2015年4月3日	2017年6月30日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2017年4月4日 至 2025年3月31日	自 2019年7月1日 至 2027年3月28日

	第8回新株予約権	第9回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 43名 当社子会社取締役 1名 当社子会社従業員 8名	受託者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 40,000株	普通株式 140,000株
付与日	2018年1月10日	2018年8月31日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2020年1月11日 至 2028年1月8日	自 2021年4月1日 至 2028年8月30日

(注) 2018年8月9日付株式分割(普通株式1株につき40株の割合)および2020年2月15日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2021年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストックオプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第5回新株予約権	第7回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	19,200	41,600
権利確定	-	-
権利行使	160	960
失効	0	5,360
未行使残	19,040	35,280

	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	139,000
付与	-	-
失効	-	8,500
権利確定	-	-
未確定残	-	130,500
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	26,640	-
権利確定	-	-
権利行使	1,440	-
失効	480	-
未行使残	24,720	-

(注) 2018年8月9日付株式分割(普通株式1株につき40株の割合)および2020年2月15日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第5回新株予約権	第7回新株予約権
権利行使価格 (円)	375	375
行使時平均株価 (円)	880	949
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利行使価格 (円)	375	750
行使時平均株価 (円)	1,365	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

(注) 2018年8月9日付株式分割(普通株式1株につき40株の割合)および2020年2月15日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

5. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点においては当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は、本源的価値の見積りによっております。なお、本源的価値を算出する基礎となった自社の株式の評価方法は、簿価純資産方式等により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

6. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

7. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	18,969千円
当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	2,056千円

(追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いの適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

前述の「3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行したときは、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行するときは、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金及び資本準備金に振り替えます。

なお、新株予約権が失効したときは、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益として処理しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	892千円	479千円
賞与引当金	18,881	13,648
未払事業税	7,566	2,116
投資有価証券評価損	-	25,943
減価償却超過額	23,545	27,807
減損損失	2,027	10,554
商品評価損	4,535	15,384
資産調整勘定	-	5,409
税務上の繰越欠損金	14,469	40,049
その他	10,727	14,249
繰延税金資産小計	82,646	155,642
評価性引当額小計	19,379	81,444
繰延税金資産合計	63,266	74,197
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	-	24,863
その他	-	2,869
繰延税金負債合計	-	27,732
繰延税金資産の純額	63,266	46,464

(注) 評価性引当額が62,065千円増加しております。この増加の主な内容は、投資有価証券評価損に係る評価性引当額が25,943千円及び税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が20,446千円増加したことに伴うものです。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
法定実効税率	30.6%	- %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1	-
住民税均等割	1.1	-
評価性引当額の増減	0.5	-
所得拡大促進税制特別税額控除	2.8	-
税効果を認識していない未実現損益の消去	0.1	-
その他	0.7	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.9	-

(注) 当連結会計年度は、税金等調整前当期純損失であるため注記を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

1. 当該資産除去債務の概要

当社グループは、事務所の不動産賃借契約に基づき、事務所の退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。この見積りにあたり、使用見込期間を15年と見積り、資産除去債務の金額を計算しています。

2. 当該資産除去債務の総額の増減

資産除去債務の負債計上に代えて敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法を用いているものに関して、敷金の回収が最終的に見込めないと算定した金額の増減は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
期首残高	47,725千円	47,725千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	3,847
期末残高	47,725	51,572

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、EC支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	ECマーケティングテック	広告マーケティング	その他	合計
外部顧客への売上高	10,695,078	3,453,678	436,869	14,585,626

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位:千円)

日本	タイ	合計
86,239	50,203	136,443

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社アイム	2,410,458
プレミアアンチエイジング株式会社	1,570,097

(注) 1. 当社グループは、EC支援事業の単一セグメントであるため、関連するセグメントの記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	ECマーケティングテック	広告マーケティング	その他	合計
外部顧客への売上高	9,488,260	2,954,525	213,884	12,656,671

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
プレミアアンチエイジング株式会社	2,080,458

(注) 1. 当社グループは、EC支援事業の単一セグメントであるため、関連するセグメントの記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

当社グループは、EC支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

当社グループは、EC支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり純資産額	310.02円	265.76円
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()	47.02円	36.65円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	46.00円	-

- (注) 1. 当社は、2020年2月15日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
2. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
3. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()		
親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額() (千円)	334,263	259,815
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額又は普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失金額()(千円)	334,263	259,815
普通株式の期中平均株式数(株)	7,108,238	7,089,061
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	158,066	-
(うち新株予約権(株))	158,066	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	665,000	820,000	0.7	-
1年以内に返済予定の長期借入金	204,264	313,766	0.8	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	268,145	619,949	0.7	2023年1月～ 2026年7月
合計	1,137,409	1,753,715	-	-

(注) 1. 平均利率については、当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 変動利率のものについては、当連結会計年度末の利率を利用しております。

3. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	267,374	197,184	104,006	51,385

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	3,277,589	6,810,736	9,823,868	12,656,671
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期(当期)純損失()(千円)	19,849	43,441	169,850	255,387
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失()(千円)	7,843	62,175	179,099	259,815
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期(当期)純損失金額()(円)	1.10	8.74	25.18	36.65

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()(円)	1.10	9.84	16.44	11.51

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,087,210	1,754,389
受取手形	104,085	182,222
売掛金	1,443,430	1,162,017
商品	48,850	2,739
前渡金	32,073	39,429
前払費用	50,447	61,595
関係会社短期貸付金	93,076	30,450
その他	40,767	225,374
貸倒引当金	2,916	1,566
流動資産合計	3,897,025	3,456,651
固定資産		
有形固定資産		
建物	67,799	71,196
工具、器具及び備品	18,440	20,166
有形固定資産合計	86,239	91,362
無形固定資産		
のれん	-	12,257
ソフトウェア	115,182	237,316
ソフトウェア仮勘定	117,007	122,185
その他	48	48
無形固定資産合計	232,238	371,807
投資その他の資産		
投資有価証券	444,612	269,132
関係会社株式	58,012	85,962
関係会社出資金	-	231,379
関係会社長期貸付金	89,493	186,847
敷金	151,921	155,635
差入保証金	58,717	58,717
繰延税金資産	63,266	50,626
その他	19,400	45,015
貸倒引当金	1,672	104,415
投資その他の資産合計	883,752	978,900
固定資産合計	1,202,230	1,442,070
資産合計	5,099,256	4,898,722

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,271,195	942,279
短期借入金	665,000	820,000
1年内返済予定の長期借入金	204,264	299,774
未払金	143,390	106,690
未払費用	8,178	7,156
未払法人税等	111,245	12,201
前受金	42,067	177,475
預り金	25,767	27,166
賞与引当金	56,015	40,408
その他	48,592	138
流動負債合計	2,575,716	2,433,290
固定負債		
長期借入金	268,145	567,439
関係会社事業損失引当金	-	18,257
その他	3,000	3,000
固定負債合計	271,145	588,696
負債合計	2,846,861	3,021,986
純資産の部		
株主資本		
資本金	849,615	850,095
資本剰余金		
資本準備金	812,215	812,695
資本剰余金合計	812,215	812,695
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	591,736	281,324
利益剰余金合計	591,736	281,324
自己株式	619	121,765
株主資本合計	2,252,948	1,822,349
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,595	53,408
評価・換算差額等合計	1,595	53,408
新株予約権	1,042	978
純資産合計	2,252,394	1,876,736
負債純資産合計	5,099,256	4,898,722

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
売上高	1 14,495,830	1 12,518,547
売上原価	1 12,217,291	1 10,738,677
売上総利益	2,278,538	1,779,870
販売費及び一般管理費	1, 2 1,794,179	1, 2 1,856,944
営業利益又は営業損失()	484,359	77,074
営業外収益		
受取利息	1 1,901	1 2,273
為替差益	-	8,421
投資有価証券償還益	-	22,551
補助金収入	-	19,492
その他	1 901	1 714
営業外収益合計	2,802	53,452
営業外費用		
支払利息	9,042	10,356
為替差損	8,004	-
債権売却損	2,341	1,348
市場変更費用	22,538	-
その他	5,299	6,538
営業外費用合計	47,227	18,243
経常利益又は経常損失()	439,934	41,864
特別利益		
貸倒引当金戻入額	44,600	1,672
新株予約権戻入益	7	63
特別利益合計	44,608	1,736
特別損失		
減損損失	-	10,751
投資有価証券評価損	-	84,727
関係会社株式評価損	-	17,056
関係会社事業損失引当金繰入額	-	18,257
貸倒引当金繰入額	-	104,415
特別損失合計	-	235,207
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	484,542	275,335
法人税、住民税及び事業税	139,155	5,015
法人税等調整額	9,791	5,511
法人税等合計	129,364	495
当期純利益又は当期純損失()	355,178	274,839

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)		当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
外注費		11,896,573	99.3	10,602,783	99.2
減価償却費		78,777	0.7	89,783	0.8
当期総発生原価		11,975,350	100.0	10,692,566	100.0
期首商品たな卸高		-		48,850	
当期商品仕入高		290,791		-	
合計		12,266,141		10,741,416	
期末商品たな卸高		63,661		41,508	
商品評価損		14,811		38,768	
当期売上原価		12,217,291		10,738,677	

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	847,755	810,355	810,355	236,558	236,558	425	1,894,243
当期変動額							
新株の発行	1,860	1,860	1,860				3,720
剰余金の配当							-
当期純利益				355,178	355,178		355,178
自己株式の取得						194	194
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	1,860	1,860	1,860	355,178	355,178	194	358,704
当期末残高	849,615	812,215	812,215	591,736	591,736	619	2,252,948

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,228	1,228	1,050	1,896,521
当期変動額				
新株の発行				3,720
剰余金の配当				-
当期純利益				355,178
自己株式の取得				194
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,823	2,823	7	2,831
当期変動額合計	2,823	2,823	7	355,873
当期末残高	1,595	1,595	1,042	2,252,394

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	849,615	812,215	812,215	591,736	591,736	619	2,252,948
当期変動額							
新株の発行	480	480	480				960
剰余金の配当				35,572	35,572		35,572
当期純損失（ ）				274,839	274,839		274,839
自己株式の取得						121,146	121,146
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	480	480	480	310,412	310,412	121,146	430,598
当期末残高	850,095	812,695	812,695	281,324	281,324	121,765	1,822,349

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,595	1,595	1,042	2,252,394
当期変動額				
新株の発行				960
剰余金の配当				35,572
当期純損失（ ）				274,839
自己株式の取得				121,146
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	55,003	55,003	63	54,940
当期変動額合計	55,003	55,003	63	375,658
当期末残高	53,408	53,408	978	1,876,736

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 関係会社出資金

投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(3) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～15年
工具、器具及び備品	4～8年

(2) 無形固定資産(のれんを除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づいております。

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案して、損失負担見込額を計上しております。

6. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却期間については、その効果の発現する期間を個別に見積り、合理的な年数で均等償却しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
繰延税金資産(繰延税金負債 との相殺前の金額)	74,197

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載した事項と同一であるため、記載を省略しております。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「協賛金収入」は独立掲記しておりましたが、当事業年度より金額的重要性が乏しくなったため、前事業年度の財務諸表の組替を行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「協賛金収入」に表示していた600千円は、「営業外収益」の「その他」へ組替えております。

前事業年度において、「営業外費用」の「株式交付費」は独立掲記しておりましたが、当事業年度より金額的重要性が乏しくなったため、前事業年度の財務諸表の組替を行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「株式交付費」に表示していた1,802千円は、「営業外費用」の「その他」へ組替えております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いの適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (ストック・オプション等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 採用している会計処理の概要

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (ストック・オプション等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
短期金銭債権	24,305千円	2,040千円
長期金銭債権	18,694	44,367
短期金銭債務	51,309	43,931

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
営業取引(収入)	13,364千円	2,468千円
営業取引(支出)	465,454	435,415
営業取引以外の取引(収入)	2,012	2,810
営業取引以外の取引(支出)	23,395	11,016

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度2.7%、当事業年度2.5%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度97.3%、当事業年度97.5%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
給料及び手当	627,083千円	677,036千円
減価償却費	16,032	27,648
地代家賃	183,189	190,967
業務委託費	212,789	191,617
賞与引当金繰入額	53,560	37,689
貸倒引当金繰入額	3,227	1,349

(有価証券関係)

子会社株式、関連会社株式及び関係会社出資金

前事業年度(2020年12月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 58,012千円)は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

当事業年度(2021年12月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 55,962千円)、関連会社株式(貸借対照表計上額 30,000千円)及び関係会社出資金(貸借対照表計上額 231,379千円)は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	1,405千円	32,451千円
賞与引当金	17,151	12,372
関係会社事業損失引当金	-	5,590
未払事業税	7,566	2,116
投資有価証券評価損	-	25,943
関係会社株式評価損	9,173	14,396
減価償却超過額	23,545	27,807
減損損失	1,971	832
商品評価損	4,535	15,384
資産調整勘定	-	5,409
税務上の繰越欠損金	-	5,133
その他	10,727	12,716
繰延税金資産小計	76,076	160,155
評価性引当額 (注)	12,810	85,957
繰延税金資産合計	63,266	74,197
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	-	23,571
繰延税金負債合計	-	23,571
繰延税金資産の純額	63,266	50,626

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
法定実効税率	30.6%	- %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1	-
住民税均等割	0.3	-
評価性引当額の増減	3.3	-
所得拡大促進税制特別税額控除	2.4	-
その他	0.4	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.7	-

(注) 当事業年度は、税引前当期純損失であるため注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
有形 固定 資産	建 物	67,799	8,874	—	5,477	71,196	19,904	91,100
	工具、器具及び備品	18,440	6,946	—	5,220	20,166	20,966	41,132
	計	86,239	15,820	—	10,697	91,362	40,870	132,233
無形 固定 資産	のれん	—	13,876	—	1,618	12,257	—	—
	ソフトウェア	115,182	225,527	—	103,392	237,316	—	—
	ソフトウェア仮勘定	117,007	241,455	236,278 (10,751)	—	122,185	—	—
	その他	48	—	—	—	48	—	—
	計	232,238	480,858	236,278 (10,751)	105,011	371,807	—	—

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア

ソフトウェア仮勘定からの振替額 225,527千円

ソフトウェア仮勘定

自社利用ソフトウェアの機能追加 241,445千円

のれん

事業譲受に伴うのれんの取得 13,876千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定

ソフトウェアへの振替額 225,527千円

「当期減少額」の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	4,588	104,309	2,916	105,982
賞与引当金	56,015	40,408	56,015	40,408
関係会社事業損失引当金	-	18,257	-	18,257

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	各事業年度末日
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。なお、電子公告は当社ホームページに記載しており、そのアドレスは以下のとおりであります。 https://piaa.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は次に掲げる権利以外の権利を行使することはできません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第17期）（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）2021年3月29日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
2021年3月29日関東財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書
（第18期第1四半期）（自 2021年1月1日 至 2021年3月31日）2021年5月14日関東財務局長に提出
（第18期第2四半期）（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）2021年8月13日関東財務局長に提出
（第18期第3四半期）（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日）2021年11月12日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2021年3月30日に関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2021年5月14日に関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2021年11月12日に関東財務局長に提出
- (5) 自己株券買付状況報告
2021年9月15日、2021年10月15日、2021年11月15日、2021年12月16日、2022年1月14日、2022年2月15日、2022年3月16日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年3月29日

株式会社ピアラ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中井 修
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 坂井 知倫
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ピアラの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ピアラ及び連結子会社の2021年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社の2021年12月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表において繰延税金資産50,626千円が計上されており、連結財務諸表注記（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、繰延税金負債との相殺前の金額は74,197千円である。このうち会社が計上した繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前）の金額は74,197千円（純資産の3.8%）である。</p> <p>繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異のうち将来にわたり税金負担額を軽減することが認められる範囲内で認識する。</p> <p>当該繰延税金資産の回収可能性の判断に用いられる会社の将来の課税所得の発生額の見積りは、経営者が作成した事業計画を基礎として行われる。当該見積りに当たっては、KPI保証サービス及び通販DXサービスにおける新規受注の見込みを考慮した売上高の増加に加え、KPI保証サービスにおける利益率の改善といった経営者による重要な判断を伴う主要な仮定が含まれており、不確実性が伴う。</p> <p>以上から、当監査法人は、会社の繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、会社の繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性を評価するため、主に以下の手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価 繰延税金資産の回収可能性に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、特に将来課税所得の見積りの基礎となる事業計画の策定に関連する内部統制に焦点を当てた。</p> <p>(2)将来の課税所得の見積りの合理性の評価 繰延税金資産の回収可能性の判断に用いられた将来の課税所得の発生額の見積りの合理性を評価するため、経営者に対して質問するとともに、主に以下の手続を実施した。</p> <p>将来の課税所得の発生額の見積りについて、取締役会で承認された会社の事業計画との整合性を確認した。</p> <p>連結会計年度末月及びその翌月の得意先からの注文書や得意先との交渉過程に係る文書を閲覧し、会社の事業計画における新規受注の見込みを考慮した売上高の増加予測の合理性を評価した。</p> <p>顧客ごとに設定されたKPIの達成により見込まれるKPI保証サービスの利益率の改善について、過去数か月の売上総利益率の趨勢を踏まえ、その合理性を検討した。</p>

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要

な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ピアラの2021年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ピアラが2021年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年3月29日

株式会社ピアラ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中井 修

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 知倫

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ピアラの2021年1月1日から2021年12月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ピアラの2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

(繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性)

個別財務諸表の監査報告書に記載すべき監査上の主要な検討事項「繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性」は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性」と実質的に同一の内容である。このため、個別財務諸表の監査報告書では、これに関する記載を省略する。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないとして判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。